

**平成29年度における環境の状況並びに
豊かな環境の保全及び創造に関して講じ
た施策**

平成 30 年 9 月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
序 章 おおさかの環境の状況	2
第 1 章 計画的な環境政策の推進	14
第 2 章 各分野における目標に対する現状	18
第 3 章 2017(平成 29)年度に講じた施策【点検・評価シート】	
I 府民の参加・行動	27
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	28
II-2 資源循環型社会の構築	31
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	33
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ～ 良好な大気環境を確保するために ～	34
健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～ 良好な水環境を確保するために ～	36
健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	38
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	39
IV 施策推進に当たっての視点	41
V その他(共通的事項)	43

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第9条の規定により、2017年度（平成29年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」といいます。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2017年度の府内の環境の状況については、大気関係や水関係では、大気中の二酸化窒素濃度や河川の汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）が長期的に改善傾向にあるなど、おおむね安定的に推移しています。一方、地球温暖化・ヒートアイランド関係では、熱帯夜数が長期的には依然多い状況にあるなど、引き続き対策が必要な項目もあります。

本府では、環境保全目標の達成・維持に向け、微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策に係る普及啓発の取組みなどを実施しました。また、おおさかスマートエネルギーセンターの運営をはじめとする新たなエネルギー社会の構築に向けた取組み、循環型社会推進計画に基づく3Rの推進や食品ロス削減対策など、様々な施策を実施しました。

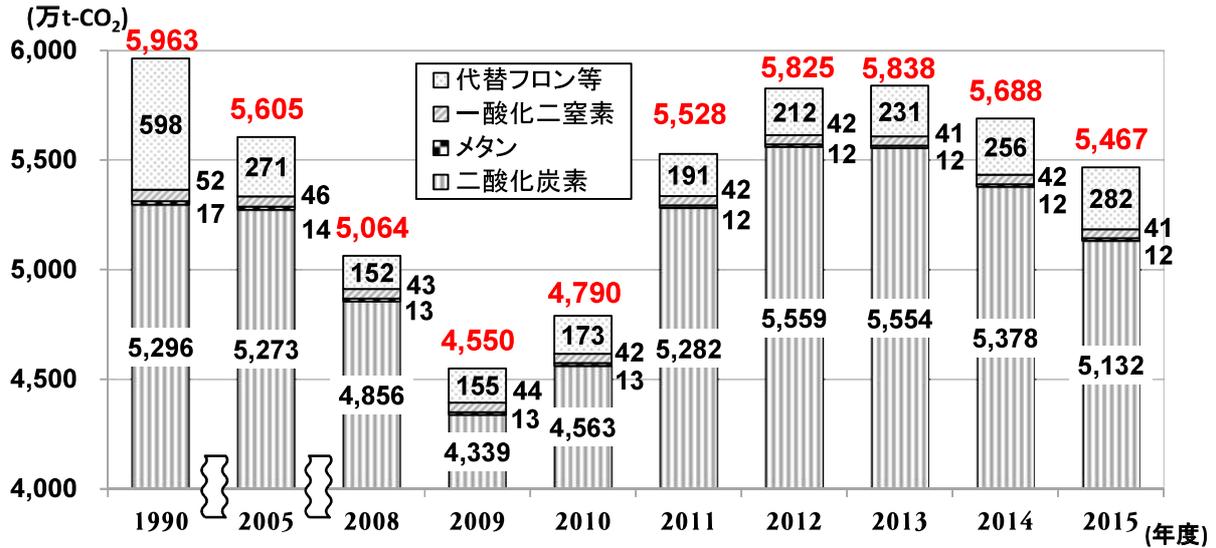
一方で、本府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動に取り組みました。

今後とも、新環境総合計画を実効性のあるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、PDCAサイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。

序章 おおさかの環境の状況

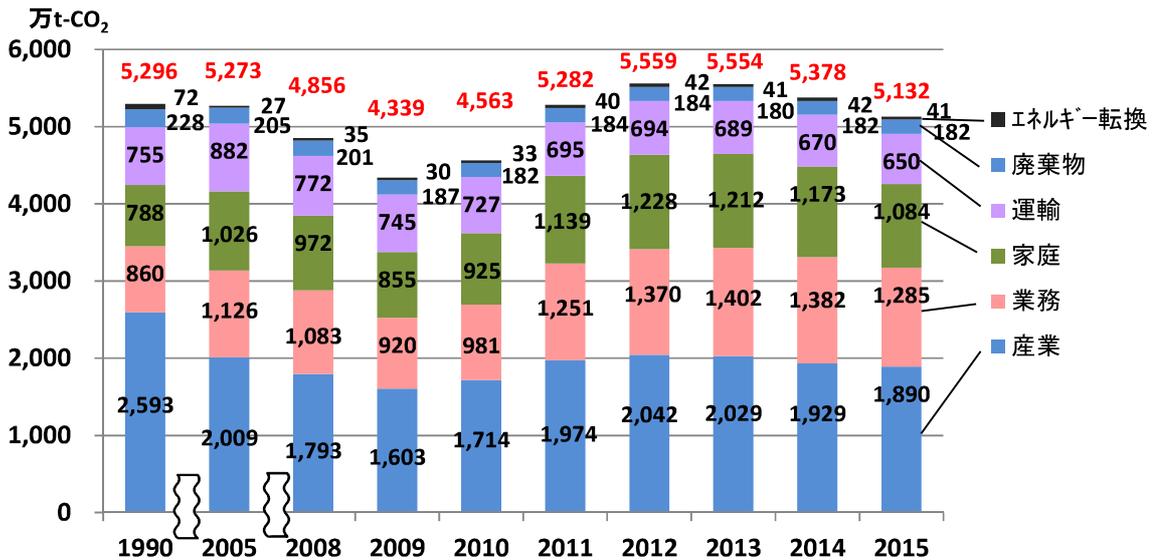
1 低炭素・省エネルギー関係

○ 温室効果ガスの排出量については、2011年の東日本大震災以降の化石燃料消費量の増加などにより、一時的な増加が見られましたが、近年は家庭における省エネ取組みの推進などにより再び減少傾向にあります。2015年度は5,467万トンであり、基準年度（2005年度）の5,605万トンと比べ2.5%減少しています。また、2014年度と比べても3.9%減少しています。



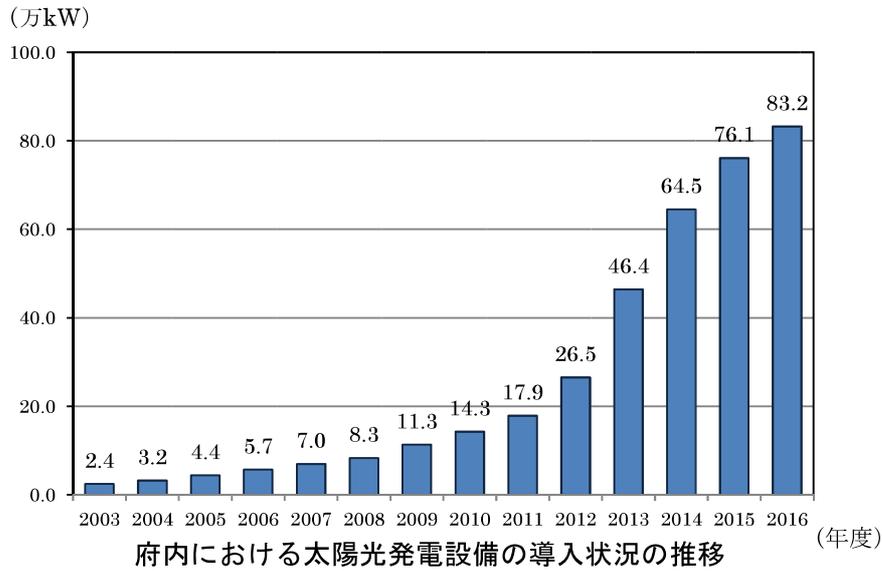
府内における温室効果ガス排出量の推移

○ 二酸化炭素の排出量については、2015年度は5,132万トンであり、基準年度（2005年度）の5,273万トンと比べ、2.7%減少しています。基準年度と比較すると、産業、運輸、廃棄物の各部門は減少していますが、業務、家庭、エネルギー転換の各部門は増加しています。



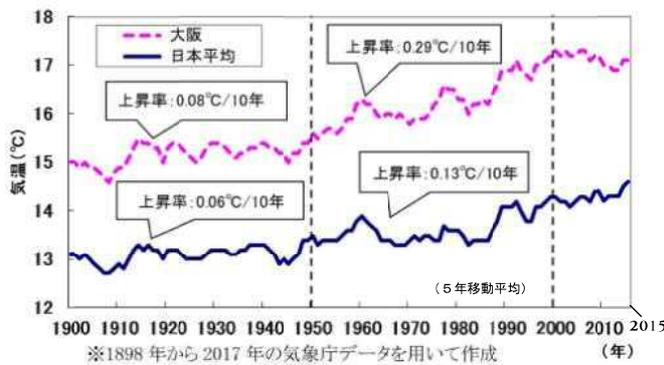
府内における二酸化炭素排出量の推移

○太陽光発電設備の導入状況については、2016年度は83.2万kWであり、2015年度の76.1万kWと比較し、9.3%増加しています。

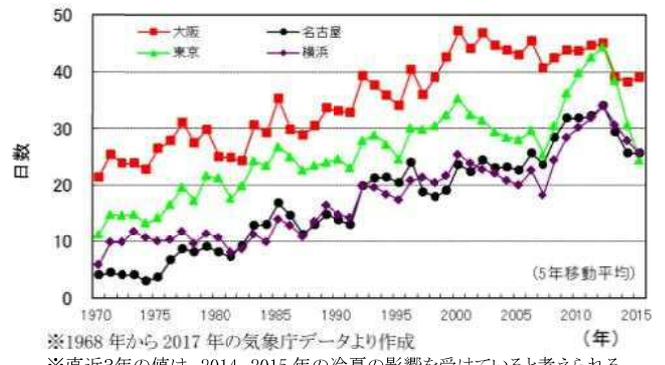


○年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2015年では9日減少しています。真夏日数については、近年70~80日の範囲で推移しています。

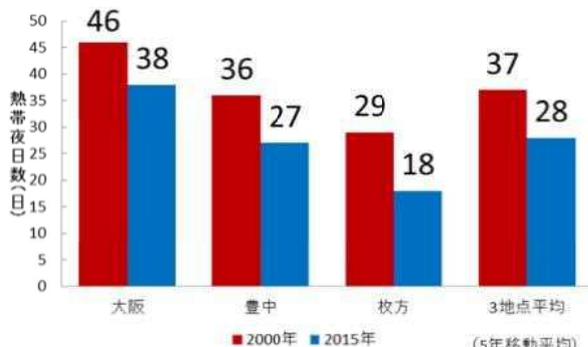
※日本平均（年平均気温）：都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。



年平均気温の推移

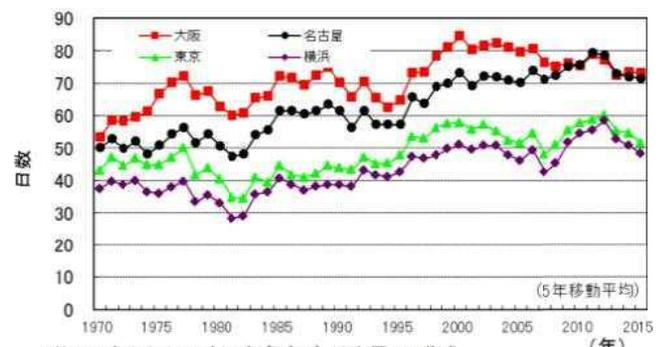


大都市における熱帯夜数の推移



※1998年から2002年、及び2013年から2017年の気象庁データを用いて作成

地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較



大都市における真夏日数の推移

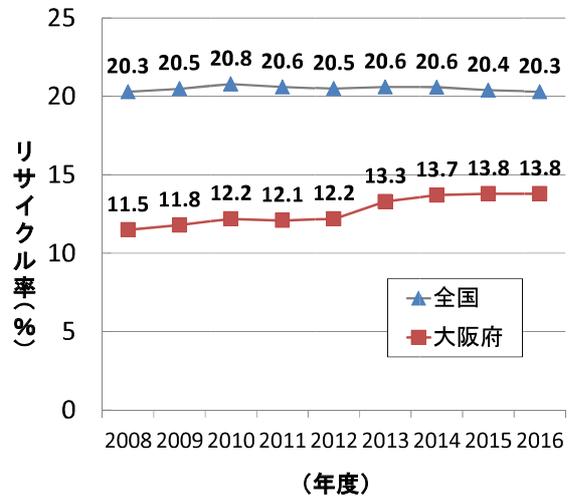
2 循環型社会関係

- 2016年度の1人1日当たりのごみ排出量は950g/人・日となっており、前年度と比べ、2.1%減少しています。
- 2016年度の一般廃棄物のリサイクル率は前年度と同様、13.8%となっています。



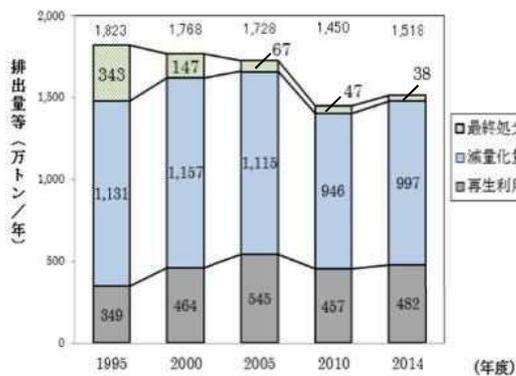
一般廃棄物排出量の推移

※1人1日当たりの排出量は外国人を含む人口を元に算出



一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2014年度の最終処分量は38万トンであり、2010年度と比べ19.3%減少しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は2008年度以降横ばいの傾向にあります。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

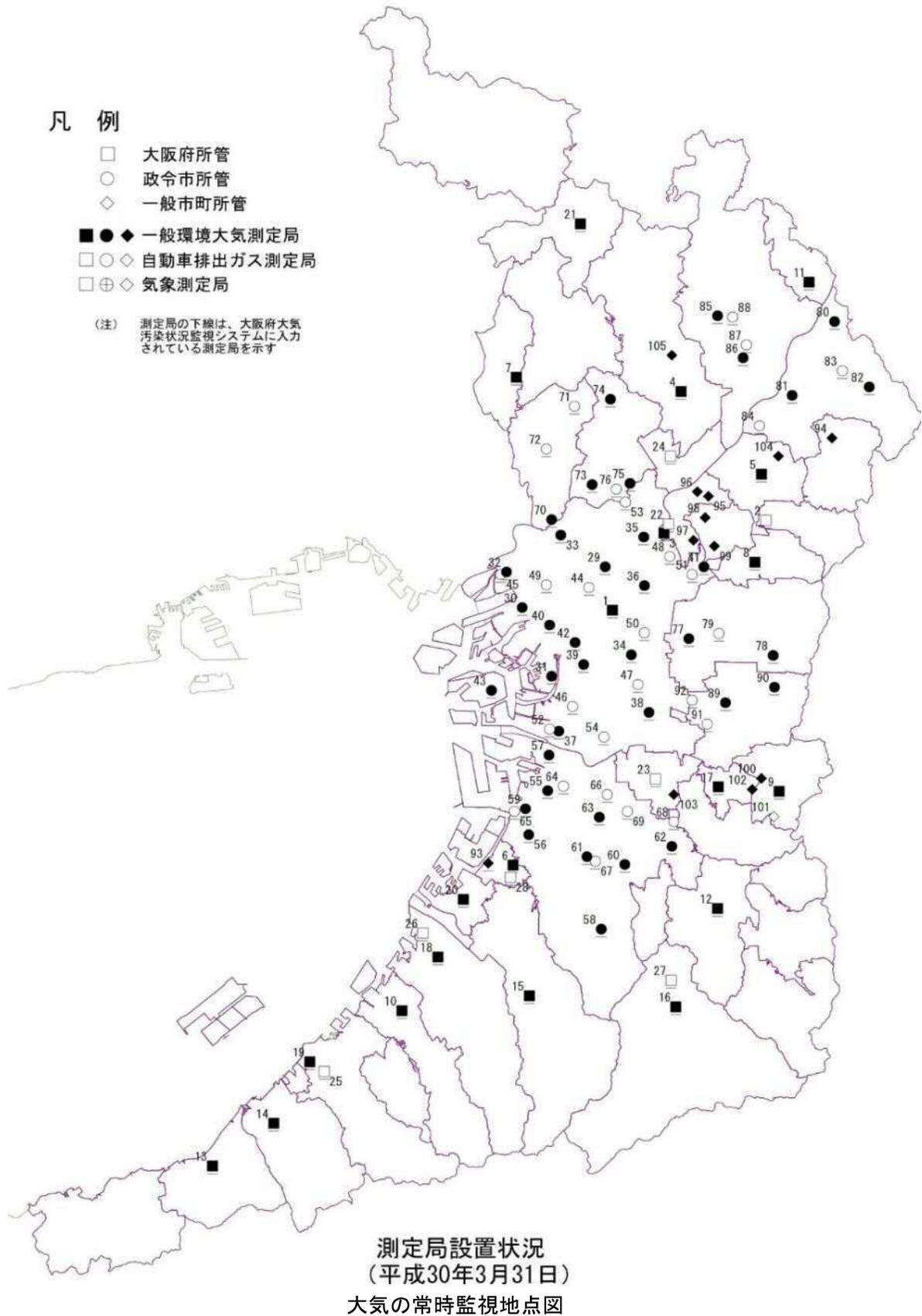
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



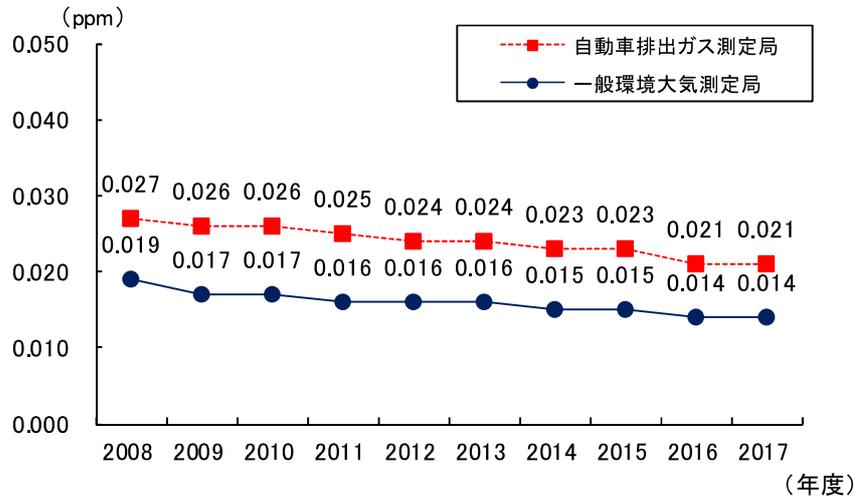
産業廃棄物の不適正処理件数

3 大気環境関係

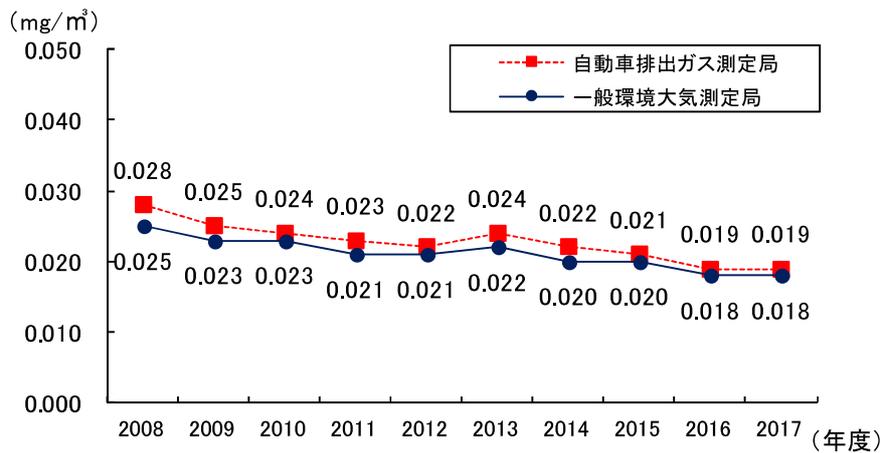
○ 一般環境大気測定局 69局、自動車排出ガス測定局 36局で大気環境調査を行いました。



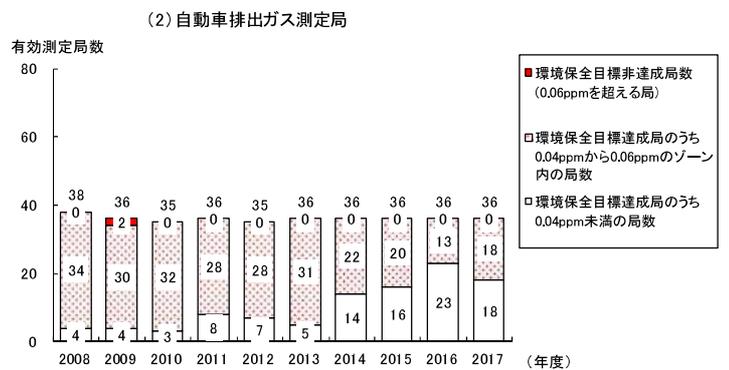
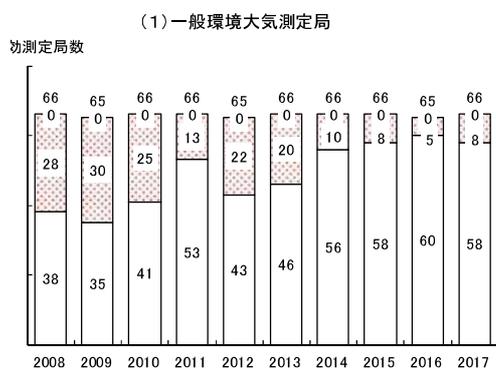
○ 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的に改善傾向で推移しています。2017年度は、二酸化窒素は102局全局で、浮遊粒子状物質は99局全局で、それぞれ環境保全目標を達成しました。



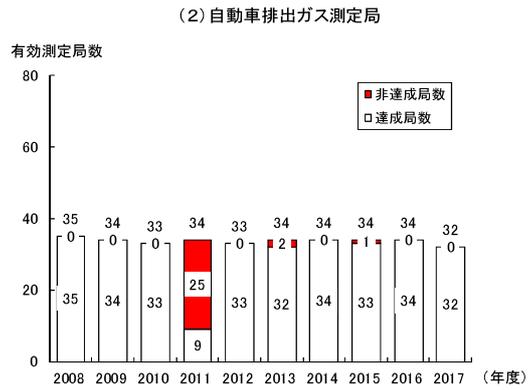
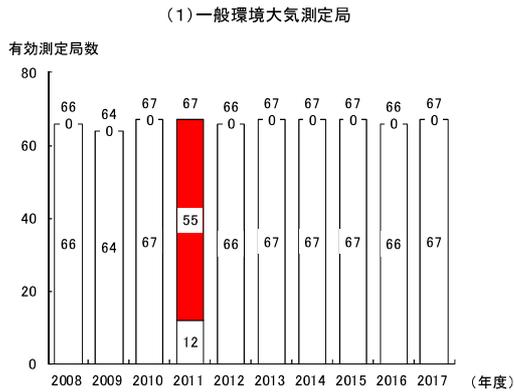
二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



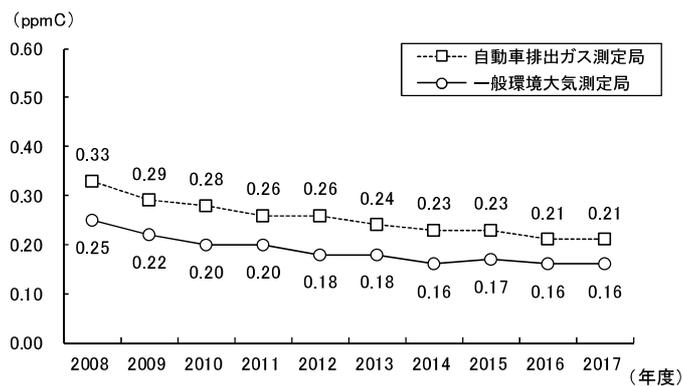
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



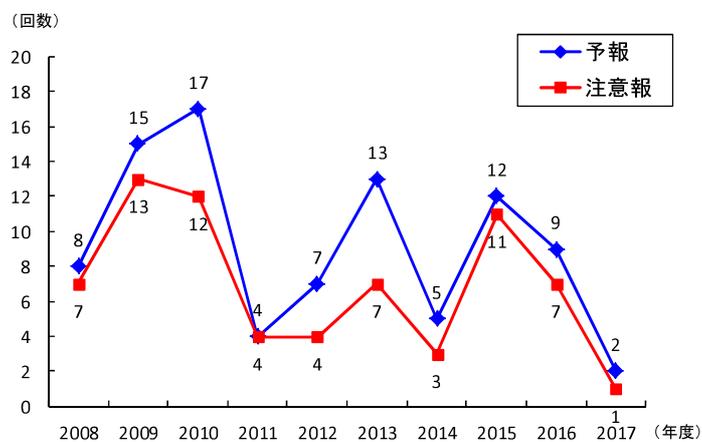
浮遊粒子状物質の環境保全目標達成局数の推移

○ 光化学オキシダントについては、2017年度は、69局全局で環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、改善傾向で推移しています。

光化学スモッグ注意報の発令回数は、気象条件による変動が大きく、年度毎に増減を繰り返しています。



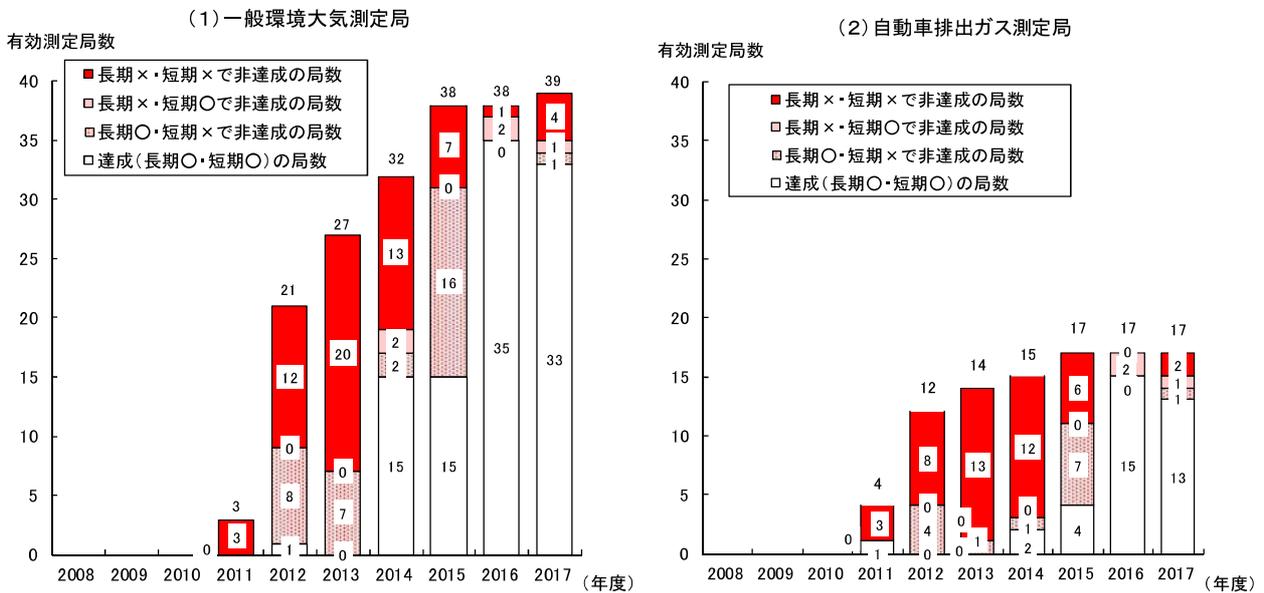
非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時の年平均値)



光化学スモッグ発令回数の推移

○ 微小粒子状物質（PM2.5）については、2017年度は56局中46局で環境保全目標を達成しました。

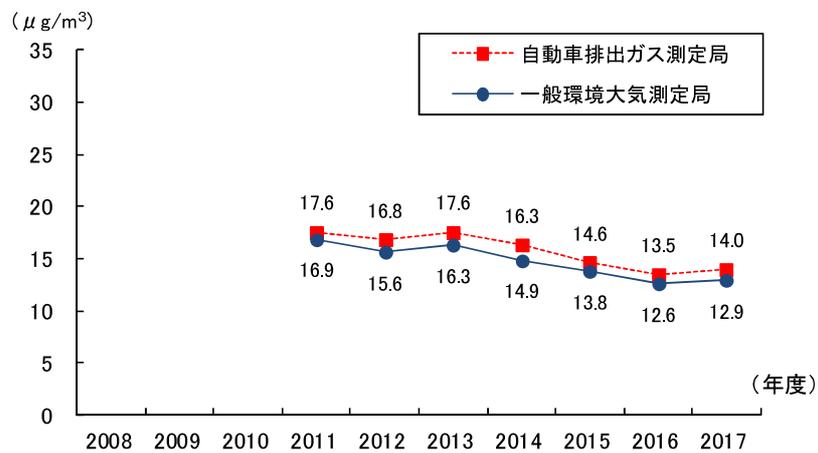
年平均濃度については、2017年度は前年度に比べてやや上昇しましたが、本格的に測定を始めた2011年度以降緩やかな改善傾向を示しています。



注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。

注2 環境保全目標は長期基準と短期基準ともに達成(長期○・短期○)することが必要。

PM2.5の環境保全目標達成状況



PM2.5濃度(年平均値)の推移

4 水環境関係

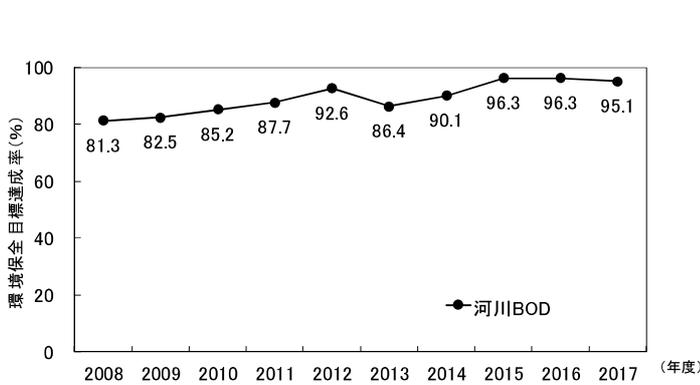
○ 河川については 100 河川 139 地点、海域については 22 地点で水質調査を行いました。



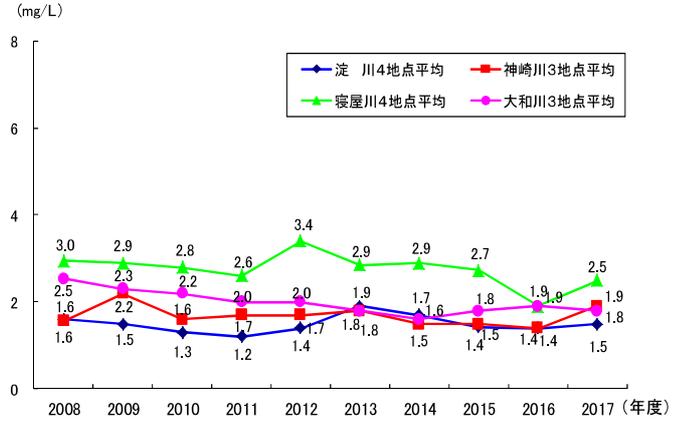
河川及び海域の常時監視地点図

○ 河川の水質は概ね改善傾向にあり、2017 年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標達成率は 95.1%でした。海域の水質については緩やかな改善または横ばいの傾向であり、化学的酸素要求量（COD）の環境保全目標達成率は、66.7%でした。

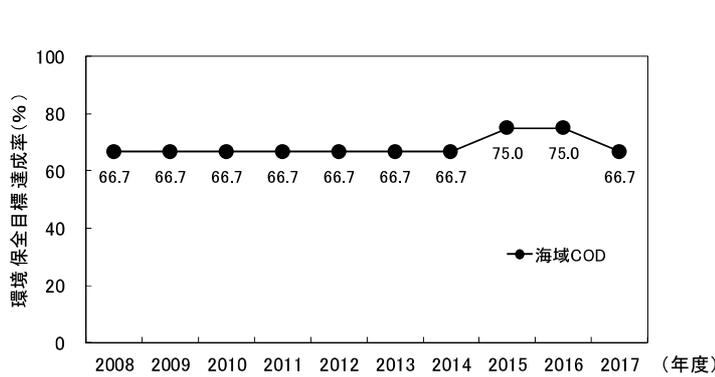
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



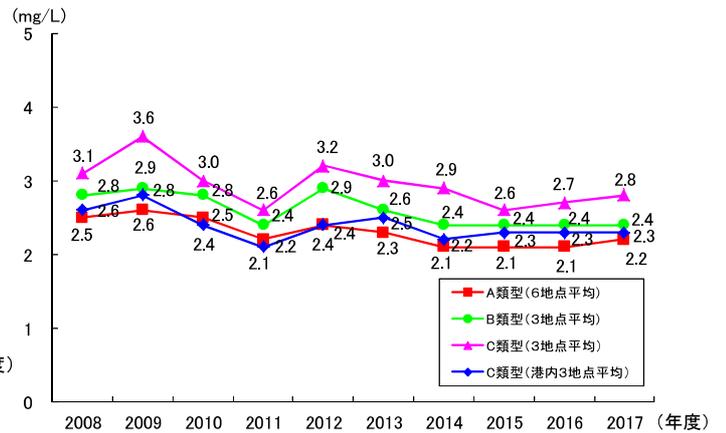
河川の BOD の環境保全目標達成率の推移



府内主要河川の BOD（年平均値）の推移



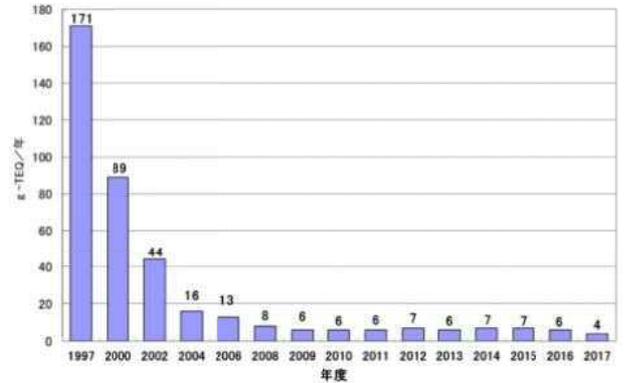
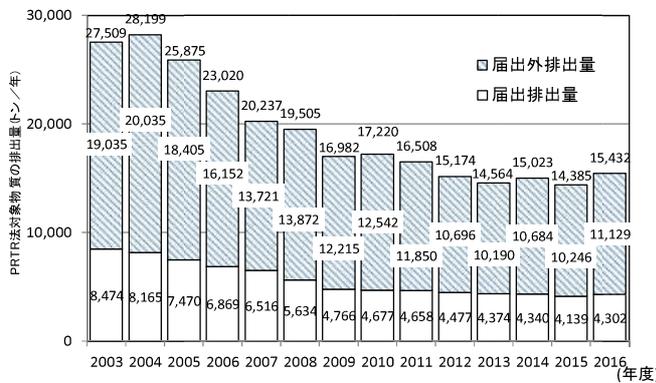
海域の COD の環境保全目標達成率の推移



大阪湾の COD（大阪府測定点・全層年平均値）の推移

5 化学物質関係

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向にあり、ダイオキシン類の排出量は、大きく減少した後、近年は横ばいで推移しています。



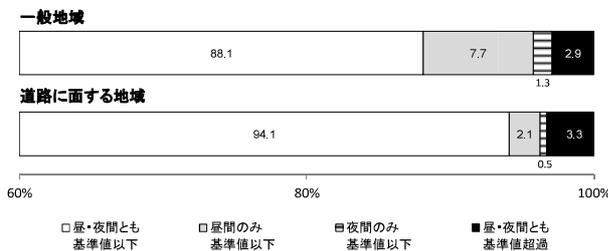
府内における化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 対象物質の排出量の推移

(※2010年度から届出対象物質数が354から462に変更されました)

府内でのダイオキシン類の排出量の推移

6 騒音関係

- 道路に面する地域における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向にあり、2016年度は昼・夜間ともに目標値以下の住居等の割合は94.1%でした。

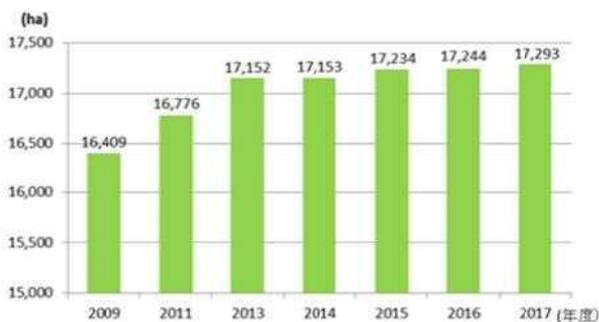


2016年度 騒音に係る環境保全目標達成状況

道路に面する地域における環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、17,293haです。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

8 立入検査等実施件数

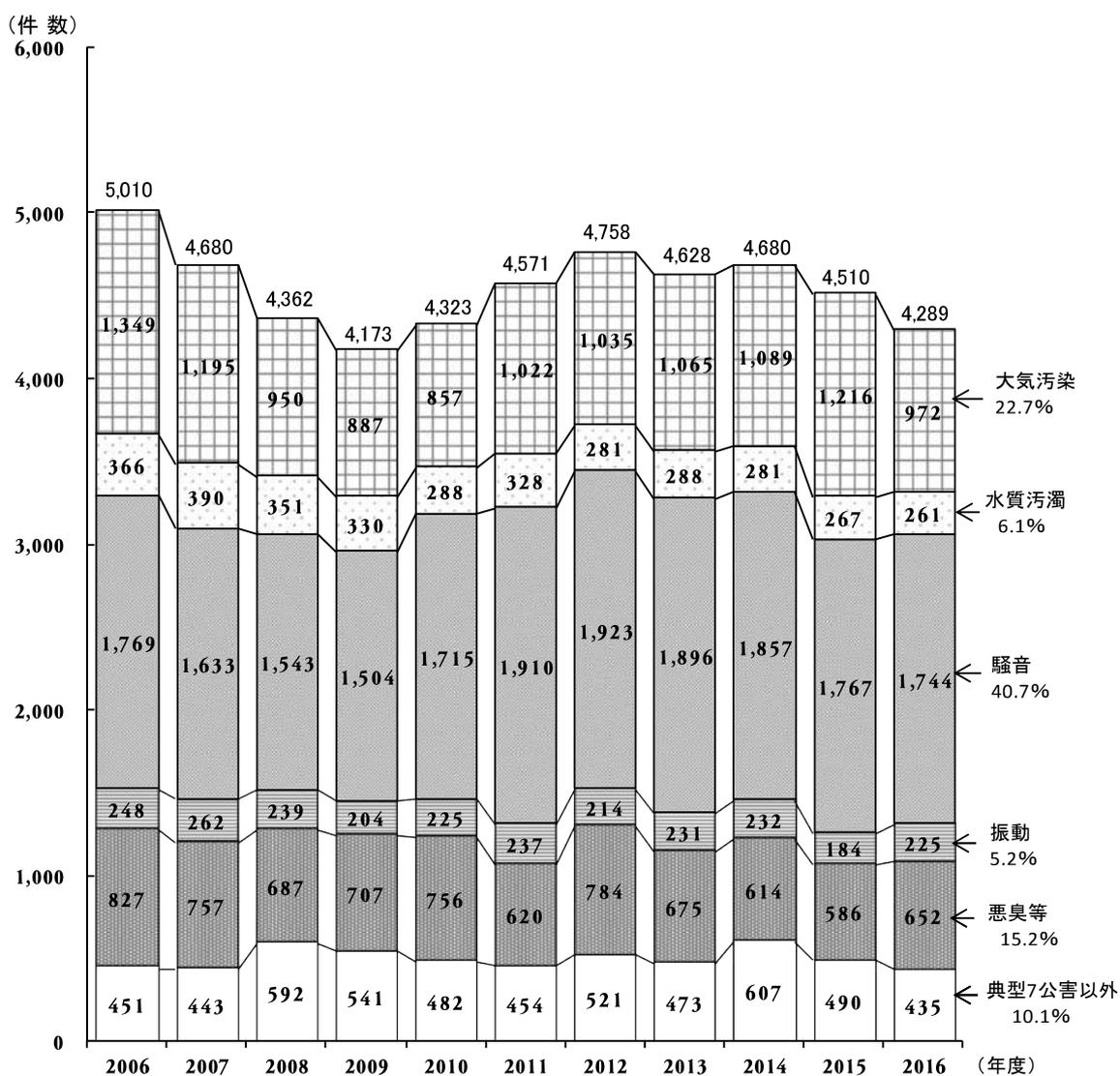
○ 2017 年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

大気（法規制事業所：715 条例規制事業所：718 うち 178 事業所は法・条例とも規制対象）		
一般大気	事業所への立入検査件数	573 件
	法・条例対象施設に係る届出件数	317 件
	サンプル採取・分析件数	14 件
アスベスト	解体現場への立入検査件数	604 件
	アスベストに係る届出件数	161 件
	サンプル採取・分析件数	164 件
水質（法規制事業所：923 条例規制事業所：57）		
	工場・事業場への立入検査件数	659 件
	法・条例対象施設に係る申請・届出件数	299 件
	サンプル採取・分析件数	303 件
騒音		
	事業場への立入件数（深夜営業規制）	6 件
交通環境		
	立入検査回数及び立入検査台数	73 回 6,672 台
土壌汚染		
	法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数	9 件
	土地の形質変更届出件数	42 件
化学物質		
	法・条例に基づく排出量等の届出件数	513 件
	条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数	124 件
廃棄物・リサイクル		
一般廃棄物	一般廃棄物処理施設への立入検査件数	37 件
	サンプル採取件数	31 件
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	2,213 件
	産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	17,152 件
	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	621 件
	自動車リサイクル法に基づく立入検査件数	128 件
	サンプル採取・分析件数	89 件
	フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数	20 件
	フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数	82 件

9 その他

- 2016 年度に受け付けた苦情件数については、2015 年度に比べて 4.9%減少し、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の 40.7%を占めています。

公害の種類別苦情件数の推移



(公害等調整委員会調べ)

(注) 苦情件数は他機関からの移送分を含む。

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に基づき各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の新環境総合計画」に示した施策の方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例（1994年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例（2003年3月）

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■温暖化の防止等に関する条例（2005年10月）

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

電力ピーク対策の促進（エネルギー多量消費事業者における対策計画書制度に電気の需要の平準化の観点を追加等）、エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進（一般電気事業者等による報告制度等）、高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に関する条項を追加しました。（2013年4月施行）

また、一定の建築物を新築・増改築する場合の省エネルギー基準の適合義務化対象の拡大や建築物環境性能表示義務化対象の拡大等のため、2017年3月に条例を改正しました。（2018年4月施行）

■生活環境の保全等に関する条例（1994年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

また、改正大気汚染防止法が2018年4月に施行されたことから、水銀を大気中に排出する施設に対する排出規制について見直しました。

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（1974年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めており、亜鉛の排水基準に係る経過措置について、暫定排水基準の適用期間を5年間延長する改正を行いました。（2018年3月施行）

■自然環境保全条例（1973年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努め、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行い、2006年4月から施行しています。また、道路との境界線から水平距離が3m以内の範囲に樹木を植栽することで、緑視効果の高い景観形成が図られることを目的とした改正を行い、2016年10月から施行しています。

■環境影響評価条例（1998年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が作成した計画段階環境配慮書の審査、事後調査報告書の縦覧を行い

ました。

■景観条例（1998年10月）

景観法を活用し、大阪府の景観を特徴づける軸となる13箇所の景観計画区域内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例（1969年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例（2004年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 環境総合計画の推進

2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「環境総合計画」という。）に基づき、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築の実現に向け、前年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策をとりまとめ、下記に示す各分野について、諸施策を推進しました。



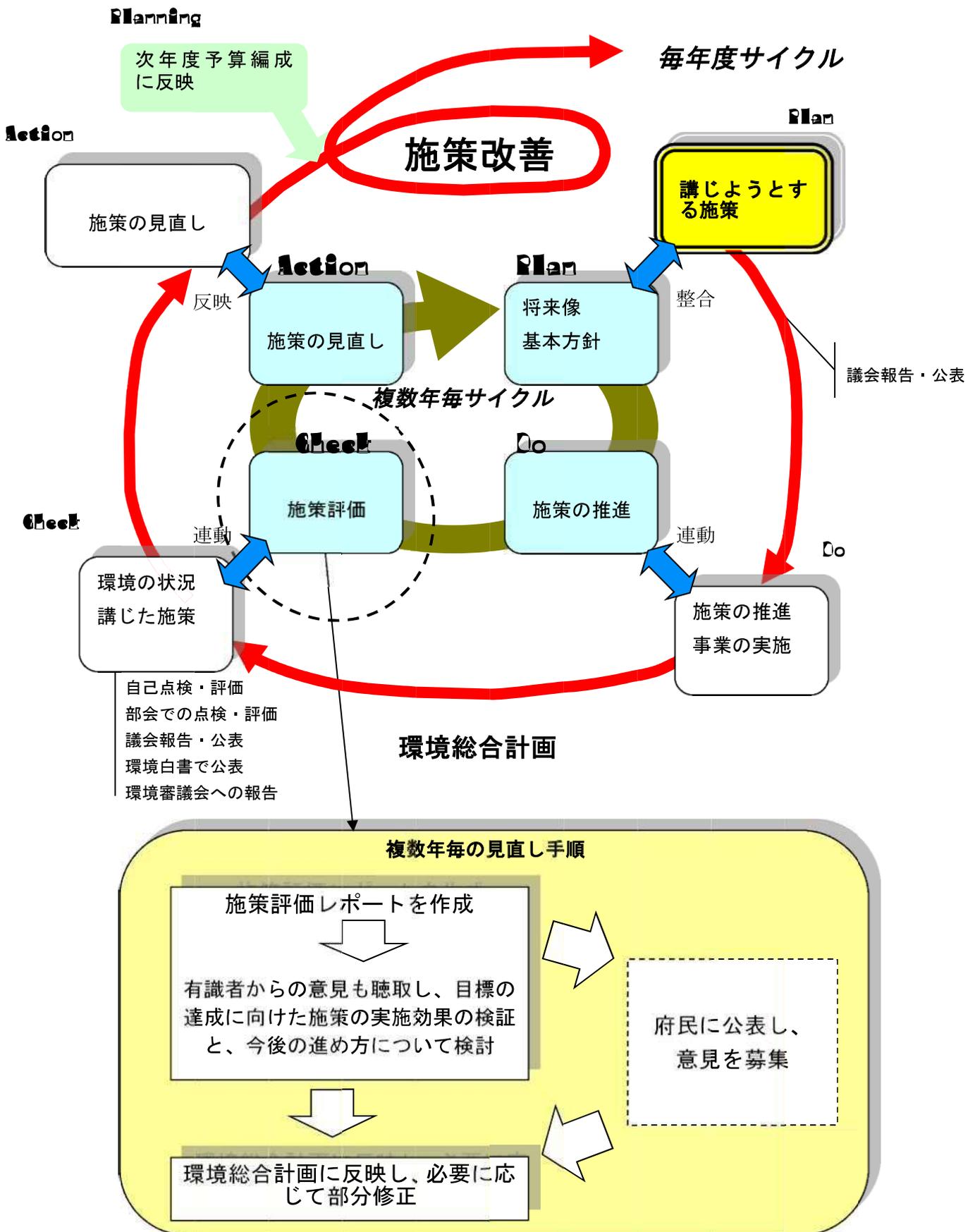
※「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指します。

環境総合計画に定める各分野の関連についての概念図

3 環境総合計画の進行管理

環境総合計画の進行管理として、2つのPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年（3～4年）毎のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。

	毎年度のサイクル	複数年毎のサイクル
Plan	環境基本条例に掲げられた基本理念や、環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第9条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表。	環境総合計画の策定
Do	環境基本条例第6条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。	環境総合計画の推進
Check	環境基本条例第9条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を作成し、府環境審議会環境総合計画部会で点検・評価。府議会に報告するとともに公表。	環境総合計画に定められた2020年度の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を対象に作成した施策評価レポート及び工程表を府環境審議会環境総合計画部会において点検・評価。
Action	点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。	点検・評価結果をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。必要に応じ、計画の見直し。



環境総合計画の進行管理に関するPDCAサイクルの概念図

第2章 各分野における目標に対する現状

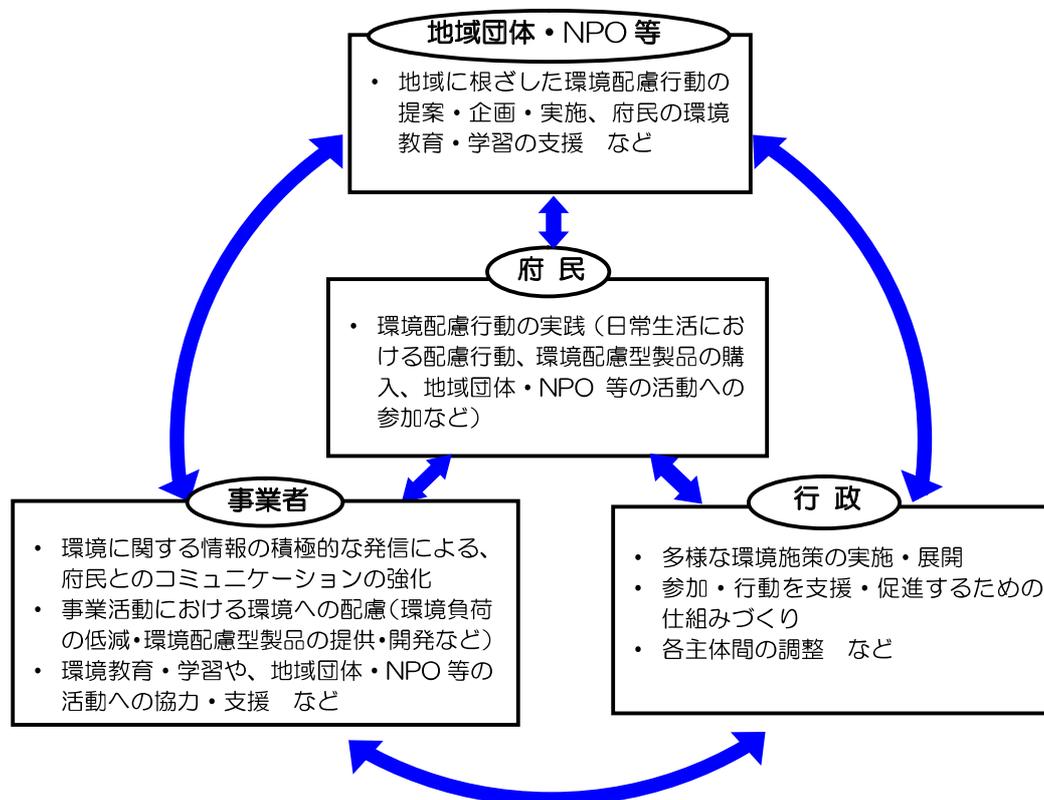
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



● 施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

Ⅱ－１ 低炭素・省エネルギー社会の構築

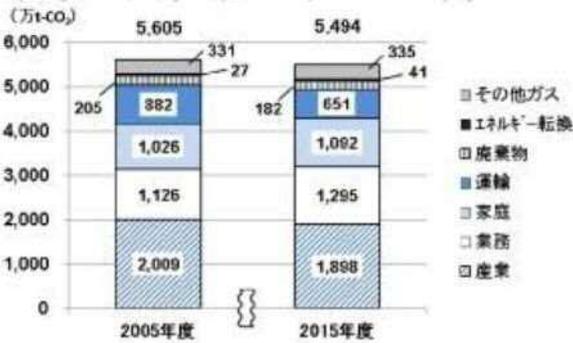
《2020年度の目標》

温室効果ガス排出量*を2005年度比で7%削減する。

※ 電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定

《目標に対する現状》

- 府内における2015年度の温室効果ガス排出量は5,494万トンであり、2005年度比で2.0%の削減となっています。



大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

注) 2015年度の排出量は2012年度の電気の排出係数*を用いて算定。
 ※ 電気の排出係数とは、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値

- 府内の2016年度のエコカー(注)保有台数は約110万台(約31%)であり、2009年度と比べ約92万台(約26ポイント)増加しました。

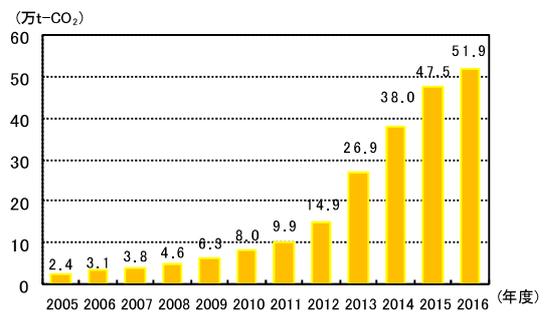
※ 2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定

(注)エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。



太陽光発電の導入によるCO₂削減量

- 府内の2016年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約51.9万トンです。



注) 2012年度の関西電力(株)の電気の排出係数を用いて算定

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進

II - 2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を 32 万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を 37 万トン以下とする。

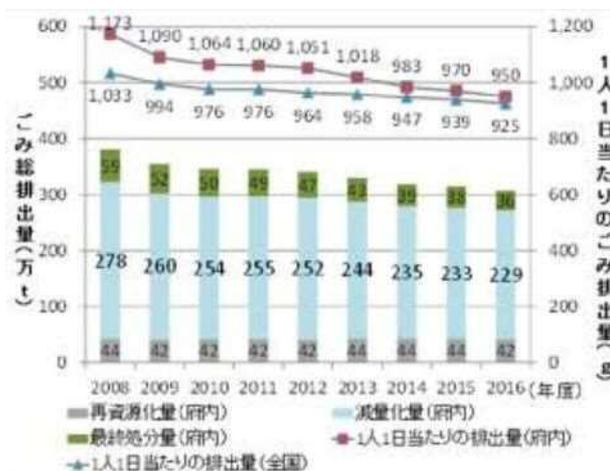
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009 年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね 100%にする。 (2009 年度府民アンケート 89.4%)

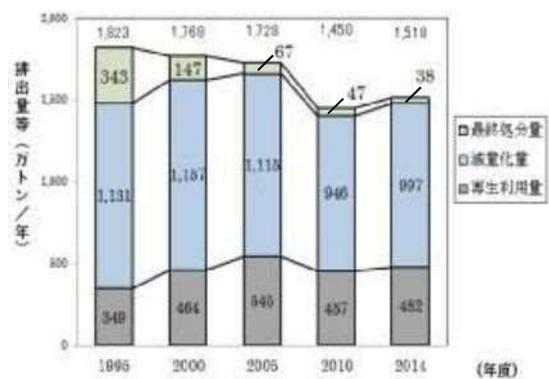
*ペットボトルや空き缶、古紙等。

《目標に対する現状》

- 2016 年度に府内から排出された一般廃棄物は 307 万トン、そのうち再生利用量は 42 万トン、最終処分量は 36 万トンとなっています。
- 2014 年度に府内から排出された産業廃棄物は 1,518 万トン、そのうち再生利用量は 482 万トン、最終処分量は 38 万トンとなっています。



一般廃棄物の最終処分量等の推移



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- リサイクル製品を購入している府民の割合：43.3% (2017 年度)
- 資源物*を分別している府民の割合：95.4% (2017 年度)

* ペットボトルや空き缶、古紙等。

注) 府民アンケート調査の対象者は、2015 年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

● 施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

Ⅱ－３ 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

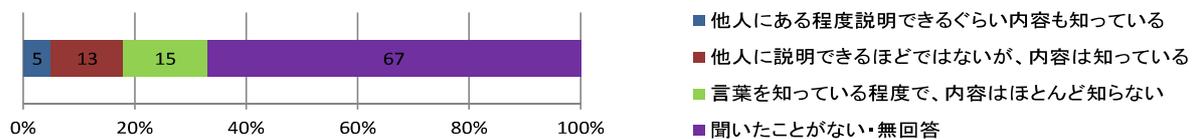
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年度府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約18%（2017年度）^注です。（2008年度比約1ポイント増加）



(参考1)「言葉を知っている程度で、内容はほとんど知らない」を含めた生物多様性という言葉の認知度は約33%です。

(参考2)上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約67%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること
7. 外来生物が日本の在来種の生息環境を脅かし、生態系への悪影響や農作物への被害などの問題を引き起こしている

注)府民アンケート調査の対象者は、2015年度より、府政モニターから民間のインターネット調査会社が保有するモニターに変更しました。

- 保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は83,892ha(2018年3月末)です。(2009年度比1,922ha増加)

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,244	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	3
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,892

● 施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

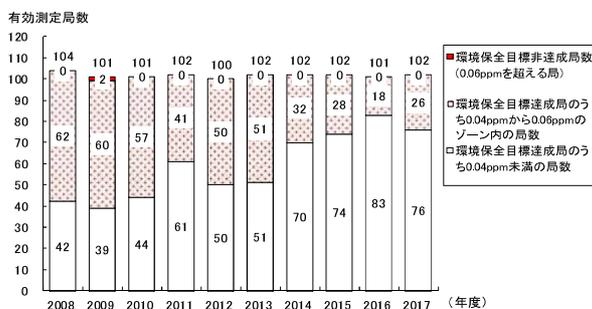
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未滿を目指す。

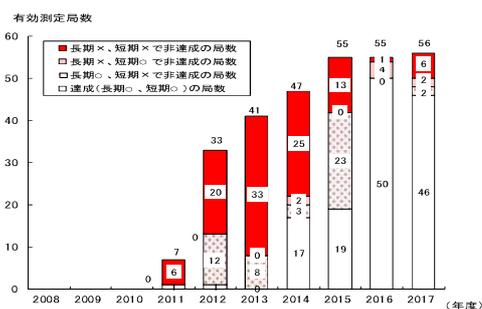
《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppm を下回るレベルに達し、約 3/4 の地域が 0.04ppm 未滿となっています。



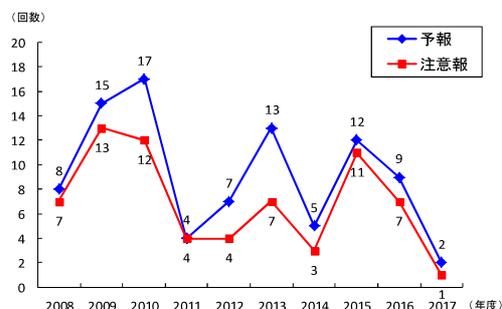
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM2.5 は、2011 年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2017 年度は、56 局（有効測定局）で測定を行い、46 局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から東北地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5 とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。

※ 環境基準は 2009 年 9 月に「1 年平均値 15 μg/m³ 以下、かつ、1 日平均値が 35 μg/m³ 以下」に定められました。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3 mg/L 以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5 mg/L 以上（湾奥部は 3 mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する（藻場面積 400ha を目指す）。

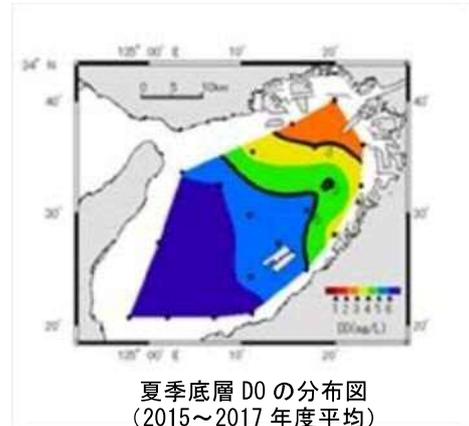
《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD 3 mg/L 以下を約8割の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD 3 mg/L 以下の水域の割合の推移

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。底層 DO（溶存酸素量）5 mg/l 以上（湾奥部は 3 mg/l 以上）の達成割合：33.3%（2017 年度）



貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか 1% という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています（2017 年度推計値：365ha）。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３）

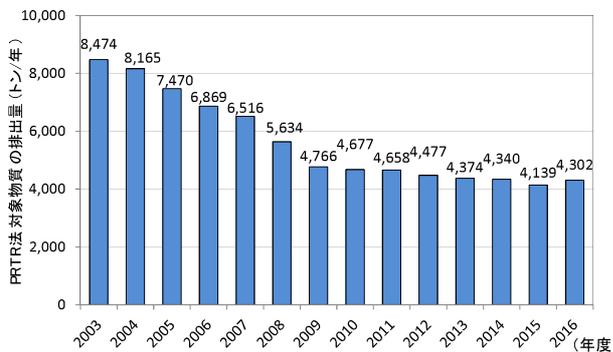
～化学物質のリスク管理を推進するために～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

- 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は減少傾向にあります。
- 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第7位となっています。（可住地面積当たり排出量では全国第2位）



都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	10,672	7,023	2,918	3,260	23,873
2 東京都	1,728	12,658	1,518	3,332	19,236
3 埼玉県	7,140	4,219	2,265	2,901	16,525
4 千葉県	5,587	5,664	2,350	2,778	16,379
5 静岡県	8,197	3,950	1,870	2,210	16,229
6 神奈川県	5,457	6,170	1,414	2,735	15,777
7 大阪府	4,302	6,799	1,714	2,616	15,432
8 茨城県	6,288	5,403	1,506	2,165	15,361
9 広島県	8,974	2,882	1,200	1,649	14,706
10 北海道	2,121	7,793	1,257	3,287	14,458
その他	90,964	69,961	27,511	41,748	230,185
合計	151,430	132,522	45,524	68,683	398,159

府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2016 年度）

※ 届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～ 緑と水辺の保全と創造

■みどりの風を感じる大阪



魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌島・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

各分野における目標に対する現状一覧

分野	環境総合計画に掲げた目標	目標値(2020年)	基準年又は目標設定時の状況		最新の状況		目標達成状況 ^{注1}
			数値	年度	数値	年度	
低炭素	■温室効果ガス排出量 [※] を2005年度比で7%削減する。 ^{注2} [※] 電気の排出係数は関西電力㈱の2012年度の値(0.514kg-CO ₂ /kWh)を用いて設定	5,210万トン	5,605万トン	2005	5,494万トン	2015	28.1% ^{注3}
循環	■資源の循環をさらに促進する。						
	【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。 ^{注4}	32万トン	39万トン	2014	36万トン	2016	42.9% ^{注3}
	【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。 ^{注4}	37万トン	38万トン	2014	38万トン	2014	-
	■リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。						
	リサイクル製品を購入する府民を倍増する。 ^{注5}	倍増	34.3%	2009	43.3%	2017	63.1%
資源物 [※] を分別する府民を概ね100%にする。 ^{注5} [※] ペットボトルや空き缶、古紙等	100%	89.4%	2009	95.4%	2017	95.4%	
生物多様性	■生物多様性の府民認知度を70%以上にする。 ^{注5}	70%	16.9%	2008	17.8%	2017	25.4%
	■生物多様性の損失を止める行動を拡大する。						
	活動する府民の割合を倍増する。 ^{注2注5}	倍増	6.0%	2014	1.8%	2017	15.0%
	地域指定を新たに2,000ha拡大する。	鳥獣保護区	12,801ha	2009	12,914ha	2017	99.9%
		保安林	16,388ha	2009	17,244ha	2017	
		府立自然公園	2,594ha	2009	3,541ha	2017	
		国定公園	16,498ha	2009	16,498ha	2017	
		近郊緑地保全区域	33,580ha	2009	33,580ha	2017	
		自然環境保全地域	38ha	2009	38ha	2017	
		緑地環境保全地域	32ha	2009	37ha	2017	
特別緑地保全地区		2ha	2009	3ha	2017		
自然海浜保全地区		22ha	2009	22ha	2017		
国・府指定天然記念物	15ha	2009	15ha	2017			
合計	81,970ha	2009	83,892ha (1,922増)	2017			
健康	■大気環境をさらに改善する。						
	二酸化窒素(NO ₂)の年平均0.06ppm以下の確実な達成と0.04ppm以上の地域の改善 ^{注6}	①0.06ppm未満の測定局 100% ②0.04ppm未満の測定局 100%	①98.0% (99局/101局) ②38.6% (39局/101局)	2009	①100% (102局/102局) ②74.5% (76局/102局)	2017	①100.0% ②74.5%
	PM2.5の環境保全目標達成	達成率100%	数値なし		82.1%(46局/56局)	2017	82.1%
	光化学オキシダント濃度0.12ppm未満	0.12ppm以上の日数 0日	17日	2009	3日	2017	-
	■水遊びができ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境を改善する。						
	B類型のBOD基準3mg/lを満たす河川(水域)の割合を8割にする。	80%	63.8%	2009	79.0%	2017	98.8%
	■大阪湾を多種多様な生物が継続的に生息出来るようにする。						
	底層DO(溶酸素量)5mg/l以上(湾奥部は3mg/l以上)の達成 ^{注7}	100%	58.3%	2009	33.3%	2017	33.3%
藻場面積400haを目指す。	400ha	352ha	2009	365ha	2017	91.3%	
■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年より削減する。	2010年度排出量 (4,677トン)より削減	4,677トン	2010	4,302トン	2016	-	

注1 目標達成状況は目標値に対する現状の達成率を記載。 計算式: 達成率(%) = 最新の状況 / 目標値 × 100

注2 2014年度における複数年サイクル点検評価を受け、目標を変更。

注3 計画策定時の状況を0%、達成を100%としたときの進捗率を記載。 計算式: 達成率(%) = (最新の状況 - 計画策定時の状況) / (目標値 - 計画策定時の状況) × 100

注4 循環型社会推進計画策定に伴い、目標を変更(2016年度)。

注5 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等を変更。2016年度から質問内容を変更。

注6 0.04ppm以上の地域の改善は、全局のうち0.04ppm未満の測定局の割合で評価。

注7 全12の底層部測定地点における、毎月の測定結果が全て基準値以上の地点数の割合で評価。

第3章 2017(平成29)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
 ※「進捗」の〇の数の意味は、次のとおりです。
 ※※※:想定以上、※※※:想定どおり、※※:想定以下(特に改善を要しない)、※:想定以下かつ改善
 ※2016(平成28)年度の取組欄は「平成28年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」(2017(平成29)年9月作成)より抜粋

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール	
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)				進捗
I 府民の参加・行動												
1-1	環境情報の発信	継続	ホームページやメールマガジンを通して、環境農林水産イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページエコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しました。最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動の促進を図りました。	-	2017	メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】2015年度実績 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 13件 【参考】 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 14万件	※※※	概ね想定通りに実施しました。	今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連情報付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討していきます。	4 12 13 14
						2016	メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】2014年度実績 メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 7件 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 17万件	メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 10件 【参考】 エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	※※			
1-2	環境教育等の推進	継続	府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。	学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	-	2017	各種出前講座等の実施	府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数:27施策(2017年度)	※※※	概ね想定通り実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。	4 6 7 11 12 13 14 15
						2016	各種出前講座等の実施	府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数:36施策(2015年度)	※※※			
1-3	幼児環境教育指導者プログラム強化事業	2017新規 2017で終了	環境教育教材の充実・強化を図り、人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期における環境教育を推進すること。	幼児期を対象とした環境教育映像教材(教諭等用の教材活用マニュアルを含む)を制作し、府内の幼稚園や保育所等に提供するとともに、府内4地域で幼稚園や保育所等の職員を対象に、本教材の活用方法に関する研修会を開催しました。	4,500	2017	教材実用研修会の開催(府内4箇所)	教材活用研修会の開催(府内4箇所) 幼児期を対象とした環境教育映像教材(DVD)を製作し、府内市町村・幼稚園・保育所等に配布(1,719枚)	※※※	概ね想定通り事業を実施しました。	今後も本教材の活用や普及に努めつつ、幼児期における環境教育の推進を図っていきます。	4 12 13 14 15
						2016						
1-4	環境交流パートナーシップ事業	継続	環境NPO等の活動の活性化や新たな活動の展開に向けた、交流機会の創出を図ること。	環境NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや人材育成講座などを盛り込んだ交流会を実施しました。また、環境NPO等の登録やSNSによる団体活動等の情報発信を行いました。	1,300	2017	交流セミナー・講座等の実施(4回)	交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を3回実施するとともに、登録団体等による交流会を1回実施	※※※	概ね想定通り事業を実施しました。	引き続き幅広い主体が参加する交流会を開催するとともに、登録団体向けの交流会も開催します。	4 6.7 11.12 13.14 15.17
						2016	交流会の実施(4回)	交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を実施(4回)	※※※			
1-5	地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業	継続	NPO等による、公益的施設(学校、保育所等)への共同発電の仕組みによる太陽光発電設備の設置を支援し、団体の環境活動拡大を図ること。	府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光発電設備を設置する共同発電の仕組みを活用して、その施設と連携した環境活動を実施するNPO等に対し、設置費用の補助を行うとともに、その活動を支援しました。	2,000	2017	公益的施設への太陽光パネル設置 2件	公益的施設への太陽光パネル設置 2件 2016(平成28)年度補助事業団体による環境活動の実績確認 2件	※※※	想定どおり設置しました。	引き続き太陽光パネルの設置を支援し、団体の活動拡大を図っていきます。	7 12 13 17
						2016	公益的施設への太陽光パネル設置促進	公益的施設への太陽光パネル設置2件	※※※			
1-6	笑働OSAKAの推進	継続	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。	公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。	546	2017	笑働リサイクルプロジェクトにおいて、地域活動に取組む学生等による「クリーンサポーター」の古紙回収。(2017年度の目標古紙回収量:約100t)	地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元されました。(2017年度の古紙回収実績:約75t)	※※	引き続き、活動の推進に取組みます。	17	
						2016	笑働リサイクルプロジェクトについて、地域活動に取組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取り組む。(2016年度の目標古紙回収量:約100t)	地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元されました。(2016年度の古紙回収実績:約69t)	※※			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール	
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗				課題
1-7	クラウドファンディングを活用した環境取組の推進	継続	「クラウドファンディング(CF)※」を通じて多くの府民・NPO等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加できる社会を目指すこと。 ※「クラウドファンディング」ある「志」を持った人や団体に対する資金を、ネットを通じて多数の支援者から収集しプロジェクトを実現する手法。	環境活動や普及啓発イベントの実施に取り組む企業・NPO等がCFによる資金調達と活動PRを行っていくことが出来るよう、CFプラットフォームを運営する事業者との環境分野でのクラウドファンディング普及に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組に参加できるよう普及啓発を行いました。	—	2017	相談件数:3件	相談件数:0件	*	個人・団体に対し、CF活用の促進に関する周知が不足していたため、相談件数が想定以下となった。今後は、CF活用を後押しするようなセミナー・イベントを開催することで、CFを活用した環境取組を増やし、府民が立案者・資金提供者として参加しやすい環境の整備を行う。	2 3 4 6 7 8 9 11 12 13 14 15 17		
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築													
2-1-1	省エネ行動の普及啓発事業	継続	府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。	ホームページ「省エネ生活のすすめ」による省エネ行動メニュー等の情報発信に加え、省エネラベルやグリーン購入の普及活動を実施しました。また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エコ診断」の普及促進に取り組むなど、広く府民に省エネ行動を働きかけました。	1,034	2017	イベント活動回数 20回 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会 4回	エコイベント活動6回(2017年度) 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:4回	**	府主催のイベント等において、広く府民に環境配慮行動の必要性和実践を呼びかけました。エコイベント活動回数とは、大阪府エコアクションキャラクターの実働回数であり、2015年3月制定の大阪府キャラクター広報方針にて、メインキャラクター(もずやん)以外のキャラクターの活用について制限されたため、エコイベント活動回数が減少しました。また、地球温暖化防止活動推進員に対して研修会を実施し活動を支援しました。	7 12 13 14		
						2016	家庭での省エネ・省CO ₂ の啓発の推進	エコイベント活動9回(2016年度) 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:4回	***				
2-1-2	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく指導	継続	エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を行うこと。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者(約900事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付けるとともに、2016年度から導入した、対策と削減状況を総合的に評価する「評価制度」を運用し、必要な指導・助言を行いました。また、他の規範となる特に優れた取組を行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。	207	2017	特定事業者の温室効果ガス排出量を2016年度比1%削減 特定事業者への立入等現地での調査件数 50件	・特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2016年度の温室効果ガス排出量の合計は、前年度比で1.3%増加したが、基準年度である2014年度と比較して1.5%削減(年平均0.75%削減) CO ₂ 排出削減量(2016年度):28.1万トン-CO ₂ ・届出のあった対策計画書の概要 2017年度から2019年度の3年間で 21.0万トン-CO ₂ (8.5%)削減 ・特定事業者への立入等現地での調査件数 49件	*** (2016年度のデータで評価)	温室効果ガスの排出量は前年度比で増加しましたが、基準年度からは削減されています。また、届出された対策計画書では、一層の排出抑制を図る計画となっています。立入等件数も概ね予定どおり実施でき、全体としては想定どおりでした。	7 9 11 13 14		
						2016	特定事業者の温室効果ガス排出量を2015年度比1%削減	・特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2015年度の温室効果ガス排出量の合計は、基準年度である2014年度と比較して2.5%削減 CO ₂ 排出削減量(2015年度):47.8万トン-CO ₂	**** (2015年度のデータで評価)				
2-1-3	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物(特定建築物)を新築等しようとする者(特定建築主)に対し、CO ₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示義務について、必要な指導・助言を行いました。また、特に優れた建築物の環境配慮の取組を行った建築主や設計者を府と大阪府で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。	1,766	2017	・CO ₂ 削減・省エネ対策・みどりヒートアイランド対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進 ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 100%	・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数 大阪府:23件、堺市:7件 ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:100%、堺市:100%	**	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	6 7 9 11 12 13 14 15		
						2016	・CO ₂ 削減・省エネ対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進、計画書の届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数、10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率	・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数 大阪府:20件、堺市:4件 ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:100%、堺市:100%	**				

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGs ゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-1-4	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけました。併せて、建物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を用いて、府内市町村や民間建築物へのESCO事業の普及促進を図りました。	767	2017	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2016年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(高等学校8校、警察署5署、府民センタービル2所、狭山池博物館) ・大阪府市町村ESCO会議の開催(年1回程度)	・3事業14施設(高等学校6校、警察署5署、公園3園)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2016年度事業者選定施設(高等学校8校、狭山池博物館、警察署5署、泉南府民センタービル)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	***	概ね計画通りに実施できました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。	7 9 12 13 17
						2016	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2015年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(高等学校8校、警察署5署、府民センタービル2所、中河内救命救急センター) ・大阪府市町村ESCO会議の開催(年1回程度)	・4事業16施設(高等学校8校、狭山池博物館、警察署5署、府民センタービル2所)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2015年度事業者選定施設(高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	***			
2-1-5	エコカーの普及促進	継続	2020年度までに府内の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標に、エコカーの普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。	-	2017	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】<2015年度実績> エコカー展示会・試乗会 9回 ホームページアクセス数 1.0万回 メールマガジン発行回数 19回 メールマガジン登録数 1,911名	・エコカー展示会・試乗会12回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.3万回 メールマガジン発行回数 9回 メールマガジン登録数 1,703名 【参考】府内におけるエコカー保有台数110万台(2016年度)※2017年度台数は2018年12月確定予定	***	「エコカー展示・試乗実施フェア」を活用し、市町村等におけるエコカー展示・試乗会の開催を促進しました。 大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。	2020年度目標の達成に向け、引き続き、大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。	3 7 9 11 13 14 17
						2016	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】<2014年度実績> エコカー展示会・試乗会 2回 ホームページアクセス数 1.4万回 メールマガジン発行回数 15回 メールマガジン登録数 1,689名	・エコカー展示会・試乗会15回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.2万回 メールマガジン発行回数 23回 メールマガジン登録数 1,672名 【参考】府内におけるエコカー保有台数97万台(2015年度)	***			
2-1-6	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、次世代のクリーンなエネルギーとして注目されている水素エネルギーの普及を図ること。	・「H ₂ Osakaビジョン(2015年度策定)」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進しました。 ・大阪の水素ショーケース機能の維持・発展のため、先進的な水素プロジェクトを展開する取組みを支援しました。 ・燃料電池(FC)バスの試乗会を開催し、FCバスの普及に向けた啓発を行いました。	5,218	2017	・H ₂ Osakaビジョンの具体化に向けた研究会等の開催 11回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 8回	・H ₂ Osakaビジョンの具体化に向けた研究会等の開催 11回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 7回	***	・H ₂ Osakaビジョン推進会議を開催し、構成団体による取組を共有するとともに、新規プロジェクトの創出に向けた意見交換を実施しました。 ・同ビジョン会議に設置したFCバス及びFC船研究会を開催し、課題の抽出や、プロジェクト創出に向け検討を進めました。 ・府内3か所の水素ステーションにおいて、現地見学会を開催し、43企業等が参加しました。	・「H ₂ Osakaビジョン」推進会議、及び新事業別研究会の運営を通じて、先進的な水素プロジェクトの創出につとめます。 ・水素関連産業参入促進事業を継続し、府内の水素ステーション等で見学会を開催するとともに、新技術ニーズ説明会を行い、技術マッチングにつなげます。	7 9
						2016	・水素需要拡大に関する研究会の開催 13回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 8回	・H ₂ Osakaビジョン推進会議及び同会議の研究会などの開催 14回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 9回	***			
2-1-7	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。	大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。	3,942	2017	・総マッチング件数 70件 ・省エネセミナー等の開催 40回	・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:122件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演56回	***	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談78件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	引き続き、2014年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、エネルギーの地産地消を目指した様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施していきます。	7 13 14
						2016	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:56件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催5回、講演69回	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-1-8	地中熱普及促進のための調査事業	2017より新規	省エネ・ヒートアイランド現象の緩和を図るべく、地中熱の利用を推進すること。	民間事業者に対する認知度の向上及び地中熱利用の普及促進を図るため、「地中熱ポテンシャルマップ」の作成に着手しました。	0	2017	「地中熱ポテンシャルマップ」の作成	地中熱ポテンシャルマップの作成に着手。なお、完成は2018年度予定。	☆☆	国立研究開発法人産業技術総合研究所において作成する水文環境図の完成が遅れたため、2017年度中に地中熱ポテンシャルマップを完成することができませんでした。しかし、2018年度に産総研の業務として地中熱ポテンシャルマップを作成することとなり、大阪府は無償でマップを活用することが可能となりました。	2018年度中に完成予定の地中熱ポテンシャルマップ等を活用することにより、府域での地中熱利用の促進を図ります。	7 13 14
						2016						
2-1-9	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の中で、活動内容や役割分担等を含む協定を結び、その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。府は、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図りました。	-	2017	事業者等の新たな参画を支援するとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。	新規参加事業者0社、活動地追加0社、協定更新事業者7社	☆☆☆	2017年度に協定期間の満期を迎える7社の協定を更新し、活動継続の促進ができました。	事業者の参加の支援および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。	15 17
						2016	事業者等の新たな参画を支援するとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。	新規参加事業者1社、活動地追加0社、協定更新事業者2社	☆☆☆			
2-1-10	大阪府気候変動への適応策の検討	継続	地球温暖化の進行に伴い、顕在化しつつある様々な影響を軽減する対策、いわゆる「適応策」を着実に進めていくこと。	「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に「適応」の基本的方向性を盛り込む改定を行い、府の「適応計画」として位置づけるとともに、環境農林水産分野や自然災害など分野別の「適応策」をとりまとめた「施策集」を公表しました。	-	2017	「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定	・「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に「適応」の基本的方向性を盛り込む改定を実施し、府の適応計画として位置づけ(2017年12月)。 ・「適応策」の推進を図るため、府において実施している、または実施予定の取組みを分野ごとに整理しとりまとめた「気候変動への適応に係る影響・施策集」を公開。	☆☆☆	府域における「適応策」の着実な推進に向け、実行計画に「適応」の基本的方向性を盛り込む改定を予定しており実施しました。	庁内の関連部署が連携するとともに、国・自治体・研究機関等と連携し「適応」に関する取組みを進めていきます。「適応」に関する理解を深め、行動につながるための普及啓発を行います。	2 3 6 9 11 12 13 14 15
						2016	「大阪府気候変動への適応策」のとりまとめ	・自然災害や健康等、7つの分野についての「適応に係る影響と施策」の検討を実施。 ・「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に「適応」を位置づけるために、「適応」の基本的方向性の検討を実施(2016年11月に大阪府環境審議会に諮問)。	☆☆☆			
2-1-11	温暖化「適応」推進事業	2017より新規	気候変動の身近な影響への「適応」について、府民・環境NPO等の理解を深めること。	「適応」に関するシンポジウムを開催するとともに、「適応」に関する啓発リーフレットを作成しました。また、環境NPO等との協働による地域での「適応」に関する啓発活動、「ヒートアイランド対策」の啓発を実施しました。	4,313	2017	・シンポジウムの開催 ・適応に関する各種啓発活動の実施	・府民・環境NPO・市町村職員等を対象に「適応」についての理解を深めるため、「おおさか気候変動「適応」シンポジウム」を開催。(参加者約120名) ・府民を対象に、クールスポット(あべのキューズモール)において、ヒートアイランド現象への「適応」に関して身近にできる取組みについての啓発イベントを実施。(参加者約300名) ・府民を対象に、府内4地域(北部・中部・南河内・泉州)において、地域特性にあわせたテーマの「適応」に関する啓発イベントを環境NPO等と協働して実施。(参加者合計約500名) ・府民等に「適応」に関する情報を分かりやすく提供し、実践行動につなげていくための啓発冊子『おおさか気候変動「適応」ハンドブック』(1万部)を作成。	☆☆☆	概ね想定通り事業を実施しました。	引き続き、府内における「適応」の普及を図るため、2018年度は以下の事業を実施します。 ・環境NPO、市町村向け学習会の実施 4回 ・適応に関する府民向け各種啓発活動の実施 4回 ・「ヒートアイランド対策」の啓発の実施 1回 ・適応に関する事業者向けセミナーの実施 1回	12 13 17
						2016						

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
II-2 資源循環型社会の構築												
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2016年度に策定した大阪府循環型社会推進計画に定めた3Rや適正処理等に係る目標を達成すること。(目標年度:2020年度)	府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組みました。また、新たに設定した「成果を実感できる指標」を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みをさらに促進しました。	-	2017	<p>計画に定める以下の目標達成に向けて進行管理等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物 2020年度に一般廃棄物の排出量を278万トン、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を403g/人・日に削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させ、最終処分量を32万トンに削減する。 ●産業廃棄物 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させ、最終処分量を37万トンに抑制する。 <p>また、以下の成果を実感できる指標についても2016年度実績を把握して公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量 ●生活系ごみ分別排出量 ●ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)の再生利用率 ●最終処分率 	<p>・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物 2016年度実績 排出量 : 307万トン 再生利用率 : 13.8% 最終処分量 : 36万トン 1人1日当たりの生活系ごみ排出量 : 448g/人・日 ○成果を実感できる指標 ●一般廃棄物 2016年度実績 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量 : 504g/人日 生活系ごみ分別排出率 : 22.5% ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率 : 5.1% 最終処分率 : 11.8% ●産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ●建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ●優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン 	***	府内市町村等との間で行った課題や取組に関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組により、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村において、食品ロスの削減やごみ減量の啓発、コンポストによる生ごみリサイクルの促進、リユース品の交換会等が実施され、府では「環境にやさしい買い物キャンペーン」でマイバツクの利用、量り売り・ばら売りの利用の啓発等を実施しました。一般廃棄物の排出量、最終処分量については、2015年度に比べ減少しています。また、成果を実感できる指標についても、1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量、最終処分率は2015年度に比べ減少しています。	今後、計画に掲げた施策を推進し、施策の実施状況を把握して公表し、目標の達成に努めます。	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17
						2016	<p>計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。(2016年6月の循環型社会推進計画策定に伴い、取組指標を変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物 2020年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を278万トンに削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させることで、最終処分量を32万トンに削減する。 ○産業廃棄物 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させることで、最終処分量を37万トンに抑制する。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成果を実感できる指標 ●一般廃棄物 2014年度実績 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量 : 515g/人日 ●生活系ごみ分別排出量 : 22.5% ●ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)の再生利用率 : 4.9% ●最終処分率 : 12.3% ●産業廃棄物 2014年度実績 排出量から減量化量を除いた再生利用率 : 92.7% 排出量から減量化量を除いた最終処分率 : 7.3% 	<p>・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ●建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ●優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物 2015年度実績 排出量 : 315万トン 再生利用率 : 13.8% 最終処分量 : 38万トン ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,517万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン ○成果を実感できる指標 ●一般廃棄物 2015年度実績(速報値) 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量 : 513g/人日 ●生活系ごみ分別排出率 : 22.6% ●ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率 : 5.0% ●最終処分率 : 12.1% 	***			
2-2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しています。2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である「なにわエコ良品ネクスT」と、それ以外のリサイクル製品である「なにわエコ良品」に認定製品を区分しました。「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しました。	150	2017	<p>認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、新規申請については年1回(3月)、再申請については年2回(10月、3月)の認定を実施する。</p> <p>【参考】2016年10月1日現在の認定製品数は261製品。うち、なにわエコ良品ネクスTは23製品。</p>	<p>・認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガの配信やちらしの開架、ポスター掲示の依頼など広報手段の拡大に向けて活動しました。 ●年2回の認定を実施(2018年3月1日現在の認定製品数は274製品) 	***	認定を行った148製品のうち、59製品をネクスTとして認定を行うとともに、府民への認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組みを推進します。	4 8 9 12
						2016	<p>認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回(10月、3月を予定)の認定を実施する。</p> <p>【参考】2015年10月1日現在の認定製品数は268製品。</p>	<p>・認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガの配信やちらしの開架、ポスター掲示の依頼など広報手段の拡大に向けて活動しました。 ●年2回の認定を実施(2017年3月1日現在の認定製品数は262製品) 	***			
2-2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第8期大阪府分別収集促進計画(2017~2021年度、2020年度目標:分別収集量:23万4千トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供を図りました。	90	2017	<p>・各市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。</p> <p>【参考】2015年度実績 分別収集量:16万8千トン</p>	<p>・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●分別収集量:16万6千トン(2017年度速報値) 	***	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画を推進しました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組みます。	8 11 12 13
						2016	<p>各市町村の分別収集の実施状況の把握及び府民向けウェブサイトでの公表</p> <p>【参考】2013年度実績 分別収集量:16万6千トン</p>	<p>・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●分別収集量:16万4千トン(2016年度速報値) 	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGs ゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。	-	2017	処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2015年度公表状況 産業廃棄物処理計画 218件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 243件 特別管理産業廃棄物処理計画 97件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 105件	処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2017年度公表状況 産業廃棄物処理計画 233件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 239件 特別管理産業廃棄物処理計画 94件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	***	事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。	3 6 8 9 11 12 14
						2016	処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2014年度公表状況 産業廃棄物処理計画 259件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 264件 特別管理産業廃棄物処理計画 88件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 87件	処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2016年度公表状況 産業廃棄物処理計画 220件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 233件 特別管理産業廃棄物処理計画 91件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	***			
2-2-5	食品ロス削減対策の推進	2017より新規	府内の食品ロス削減に向けて、事業者・府民の取組みを促進すること。	・食品関連団体や事業者、国及び他府県等を対象にヒアリングを行い、発生抑制や有効活用の取組みを調査しました。 ・食品ロス削減対策を効果的に推進するため、シンポジウム(2018.2.6)やキャンペーンを実施するとともに、市町村職員等を対象とした啓発事例集を作成し、その活用方法に関する講習会(3回)を開催しました。	2,369	2017	講習会参加市町村 100%	・食品関連団体や事業者、国及び他府県等の食品ロス削減の取組み状況の把握 ・市町村職員等を対象とした啓発事例集を作成し、府内市町村に配布するとともに市町村向け講習会を開催したところ、全43市町村が参加。 ・シンポジウム及びキャンペーンの実施。	***	食品ロス削減の取組み状況の把握。市町村職員等を対象とした啓発事例集を作成して市町村に周知することにより食品ロス削減の機運を醸成しました。	食品ロスの削減余地を探り、事業者の取組みを促進する効果的な方策について検討・実施することにより食品ロス削減に向けた啓発を行います。	8 11 12
						2016						
2-2-6	PCB廃棄物適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(高濃度は2020年度末まで、低濃度は2026年度末まで)の完全処分を目指すこと。	・PCB特別措置法により、期限内処分の義務があるPCB使用製品及び廃棄物について、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 ・未把握のPCB廃棄物等について、保有状況の実態調査やポスター等を活用した掘り起こしにより、府内のPCB保有実態を把握し、保有が判明したものは、法に基づく届出等の指導を行いました。 ・府が保有している小型コンデンサーや安定器等については、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北九州PCB処理事業所で、2015年度から計画的に処理を行いました。 ・国のPCB廃棄物処理基本計画の変更に合わせ、大阪市と調整し、「大阪府PCB廃棄物処理計画」の変更を行うとともに、近畿ブロック関係府県と協力して、適正処理を推進しました。 ・中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担する高濃度PCB廃棄物の処理費用を軽減しました。	150,842	2017	・府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理進捗率 2017年9月末:94%(2016年9月末現在:91%) (いずれもJESCO大阪への登録台数に占める割合) ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサー等の処理(JESCO北九州処理分)4t (2016年度の実績 4t)	・JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2018年3月末:91% (登録台数を2017年3月末に固定した場合の進捗率 2018年3月末:96%) ・府保有の小型コンデンサー等の処理 4.6t	***	高圧機器等の処理及び府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサー等の処理は進捗しました。	・PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・また、PCB使用製品やPCB廃棄物の保有実態調査やポスター等を活用した掘り起こしによりPCB保有が判明した事業者に対して、法に基づく届出等の指導を行います。	3 6 11 12
						2016	・府内におけるPCB廃棄物(現在、JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限る)の処理進捗率 2016年9月末:93%(2015年9月末現在:91%) (いずれもJESCOへの登録台数に占める割合) ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサー等の処理 4トン(2015年度の実績 6トン)	・JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2017年3月末:90% ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサー等の処理 4.7トン	***			
2-2-7	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。	17,085	2017	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2017年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】不適正処理件数 338件(2015年度)	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施しました。 ・2017年度実施実績 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 ・不適正処理件数 405件	***	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は2008年度以降横ばいの傾向にあります。	引き続き不適正処理事案の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。	3 4 6 9 11 12 14
						2016	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2016年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】不適正処理件数 310件(2014年度)	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施しました。 ・2016年度実施実績 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 ・不適正処理件数 350件	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-2-8	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	111.817	2017	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進 会議等予定回数 年10回 堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 年12回 1,901検体 護岸被覆防食工事 62.5m 老朽化対策工事(排水路) 148m 	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:10回) 堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路改修工事及びフェンスの維持補修等を行いました。 環境調査 年12回 2,031検体 護岸被覆防食工事 65m 老朽化対策工事(排水路) 194m 	***	<ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進しました。 堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。 	3 11 12 14
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築												
2-3-1	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。	(地独)大阪府立環境農水産総合研究所水生生物センターにおいて、センター内で生息域外保存しているイタセンバラを、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川に放流し、野生復帰を試みました。過去4年間の調査では、放流した成魚が繁殖し、野生での定着が確認されています。2018年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。	-	2017	<ul style="list-style-type: none"> イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人) 	<ul style="list-style-type: none"> 外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 2013年にイタセンバラを公開放流を実施した水域では、自然繁殖により稚魚が約9千尾確認され、放流後最大の生息数となりました。 小中学校の出前授業(3回実施)では122名とイタセンバラの生体観察を行うとともに、生物多様性の重要性を啓発しました。 市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(24回実施)に延約1,400名が参加しました。 	***	イタセンバラの野生復帰の状態が引き続き維持され、野生復帰の取組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。	引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。	6 14 15 17
2-3-2	生物多様性保全のための普及啓発推進	継続	生物多様性に配慮した行動を社会に定着させるため、動物園、博物館、水族館などの施設でのイベント等を通じて、府民に対して生物多様性保全について幅広く普及啓発を行い、関心を高め、理解の向上を図ること。	博物館や水族館などの生物多様性関連施設等と連携して、生物多様性保全の重要性についての統一PRを実施するなど、多様な主体が参画する生物多様性の普及啓発活動を行いました。実施にあたっては、身近な施設等での企業と連携した情報発信やイベントを開催するなど、多様な主体が参画する効果的な取組みを進めました。	2,102	2017	<ul style="list-style-type: none"> 統一PR参加 50施設 参画企業2社 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性普及啓発タペストリーの作成 おおさか生物多様性施設ガイド(リーフレット)の作成 統一PR参加 53施設 うち、参画企業2社 	***	生物多様性の認知度アップにつながる共通の普及啓発ツールの整備ができました。	引き続き多様な主体との連携を進め、人材育成にも取り組んでいきます。また、特定外来生物への理解促進も進めていきます。	4 6 11 14 15 17
2-3-3	農空間保全地域制度の推進	継続	生物多様性保全を含む農空間の公益的機能を発揮するため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど富農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地賃借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図りました。	111.715	2017	遊休農地等の保全・活用 80ha	遊休農地等対策 89.6ha	****	自己耕作の再開や農地の賃借りの推進により遊休農地の解消や遊休化の未然防止が進みました。	遊休農地一筆毎の対策から、地域単位の計画的な農地利用促進に制度を改正し、引き続き遊休農地の解消や遊休化の未然防止に努めます。	8 9 11 17
						2016	<ul style="list-style-type: none"> 府域の重要な生態系を紹介するリーフレットの作成 統一PR参加団体 30団体 	<ul style="list-style-type: none"> 府民向けの生物多様性普及啓発リーフレットの作成 統一PR参加団体 53団体 	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-3-4	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園において、市民参画等により園内環境を整備し、生物多様性の保全を図ること。	NPO団体との協働等により、竹林や花壇、森林の整備を行うと共に、生物生息調査や自然ガイドといった情報収集・発信を行いました。	49,261	2017	・園内花壇管理 4,600人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,500人(参加のべ人数) ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等 7,000人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 3,000人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 100人(参加のべ人数)	・園内花壇管理 4,362人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 23,150人(参加のべ人数) ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等 7,794人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 2,541人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 11,095人(参加のべ人数)	***	前年度に比べて人数の増減はありませんが、ほぼ同じ内容を実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	4 15
						2016	・上記作業・調査・イベント等について、2014年度の活動実績と同程度の実績を上げること。 【参考】2014年度活動実績 ・園内花壇管理 6,525人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,769人(参加のべ人数) ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等 11,716人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 6,007人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 96人(参加のべ人数)	2014年度と同程度の活動を実施。 ・園内花壇管理 5,487人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 26,763人(参加のべ人数) ・竹林・田畑等の保全・管理 7,225人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 4,416人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 117人(参加のべ人数)	***			
2-3-5	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な「みどりの拠点」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	5,891	2017	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	・参加人数:1,615人/年 ・企業や府民による植栽面積:約1ha	***	参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	6 11 14 15 17
						2016	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	・参加人数:1,772人/年 ・企業や府民による植栽面積:約1ha	***			
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ~良好な大気環境を確保するために~												
2-4-1-1	大気汚染防止の事業所規制	継続	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。 事業所に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設や排ガス測定結果の検査を行なうとともに、事業者の点検結果等を報告させることにより、適正な指導を行いました。 また、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施しました。	1,131	2017	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府が所管する対象事業所のうち、規制基準が適用される特定施設・届出施設等を設置している事業所に対して規模に応じて立入検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所には全数立入検査を行う。 【参考】2015年度の立入検査 961事業所	・規制基準が適用される特定施設・届出施設を設置している事業所に対して、立入検査をのべ573回実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 3事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・水銀濃度測定 2事業所	***	総量規制対象、ダイオキシン対象など環境への負荷が懸念される事業所には全数立入検査を実施し、規制基準の遵守指導を行いました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。	3 9 11
						2016	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象約1,300事業所のうち、700事業所に立入検査を実施。さらに、総量規制対象工場、ダイオキシン対象工場等に複数回の立入検査を行う。 【参考】2014年度の立入検査 964事業所(2015,2016年度の実績と集計方法が異なる)	・目標の700事業所に対して701事業所への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 6事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所	***			
2-4-1-2	自動車NOx・PM総量削減計画の推進(計画の進行管理)	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、2013年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画(第3次)に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020年度までに対策地域全体で二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成すること。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。 併せて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。	7,620	2017	・NO ₂ 、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:12,280トン、PM:600トン(2015年度)	・NO ₂ 及びSPMIに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2017年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx:12,430トン、PM:590トン(2016年度) ※2017年度実績は2018年12月確定予定	*** (一部、2016年度のデータで評価)	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2016年度はNOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減していることを確認しました。	2020年度目標の達成に向け、引き続き関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。	3 11
						2016	・NO ₂ 、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 ・2015(平成27)年度目標の達成状況の検証 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:13,170トン、PM:640トン(2014年度)	・NO ₂ 及びSPMIに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2016年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx:12,280トン、PM:600トン(2015年度)	*** (一部、2015年度のデータで評価)			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGs ゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-4-1-3	流入車対策の推進	継続	府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき流入車規制を推進します。「非適合車ゼロ宣言」のスローガンを掲げ、非適合車の根絶を目指して立入検査や指導を実施しました。比較的非適合率の高い自家用自動車対策として、出入りの多い施設管理者等と連携し、利用者への条例の周知を強化しました。改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令するとともに氏名等を公表しました。	2,183	2017	立入検査での検査台数10,000台 (バス駐車場、卸売市場、工場、建設工事現場等で実施) 【参考】 立入検査台数：3,828台(2016年4月～11月) 命令・公表：34件(2016年11月末現在)	立入検査：73回6,672台を検査(累計※780回、約53,900台) 命令・公表：3件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度：17%、2017年度：0.5%) ＜参考＞命令・公表37件(2017年度末累計※) ※2008年度以降	☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により、規制の効果が発現していると考えられます。自家用自動車(白ナンバー)の立入検査を強化するとともに、非適合車の使用者等に対し改善指導を行い、対策を推進しました。	今後とも、事業者等への立入検査・指導等の充実に努めるとともに、自家用自動車(白ナンバー)への対策を強化します。また、「非適合車ゼロ宣言」を掲げ流入車規制周知のための取組みを強化します。	3 9 11
						2016	立入検査での検査台数5,000台 (バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】ステッカー134万枚交付(2015年10月末現在の累計)、 立入検査台数：6,223台(2015年4月～11月) 命令・公表：34件(2015年11月末現在)	ステッカー交付枚数80,468枚(累計※1,450,136枚) 立入検査：110回4,792台を検査(累計※707回、約47,200台) 命令・公表：0件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度：17%、2015年度：0.7%) ＜参考＞命令・公表34件(2016年度末累計※) ※2008年度以降	☆☆☆			
2-4-1-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	126	2017	VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,600t/年(2014年度)	VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 9,900トン/年(2016年度実績) 【参考】光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 命令・公表：0件 2017年度 のべ364回 光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請 2017年度 のべ111回	☆☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことにより、排出を抑制することができました。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を確実に実施します。また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。	3 11
						2016	VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,200トン/年(2013年度)	VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 2015年度 9,800トン/年 【参考】光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2016年度 のべ945回 光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請 2016年度 のべ255回	☆☆☆			
2-4-1-5	微小粒子状物質(PM2.5)の常時監視と的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。	府管理の測定局26局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。	11,166	2017	環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局：20局、自排局：6局、うち成分分析地点：3地点)	・微小粒子状物質の濃度の連続測定 府所管局26局(国設局2局を含む)で通年実施(うち、一般局20局、自排局6局) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内2地点(年4回実施)	☆☆☆	府管理26局で年間通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内2地点で成分分析を行いました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実にしながら、濃度が高くなると予測される場合、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。また、効果的な削減対策を進めるために、発生源寄与の解明に取り組みます。	3 9 11
						2016	環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 (府管理 一般局：20局、自排局：6局、うち成分分析地点：3地点)	・微小粒子状物質の濃度の連続測定 府所管局26局(国設局2局を含む)で通年実施(うち、一般局20局、自排局6局) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回実施)	☆☆☆			
2-4-1-6	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。	120,860	2017	・アスベスト除去対策工事を4施設にて実施 ・空気環境測定を300箇所実施	・アスベスト除去対策工事を4施設について実施 ・空気環境測定を284箇所実施	☆☆☆	アスベスト除去対策工事を4施設にて実施し、空気環境測定は284箇所実施しました。	引き続きアスベスト除去工事及び空気環境測定を行っています。	3 9 11
						2016	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を326箇所実施	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を312箇所実施	☆☆☆			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度取組 ※下段は2016(平成28)年度取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-4-1-7	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未達の解体現場等への立入検査を実施しました。 また、解体現場等でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定(以下「迅速測定」という。)を行いアスベスト飛散防止の徹底を図りました。 特に「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月と12月に解体現場/パロールを実施するとともに、6月には、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施し、12月には、関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組みの共有を行いました。	710	2017	・届出対象解体現場等への全数立入検査 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上の工事における公定法による測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。) ・小規模の工事における迅速な測定 ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 【参考】届出99件、立入検査等587件(2015年度) ・石綿健康被害救済制度の円滑な運用 【参考】2007年度から10年間で救済基金への拠出完了 合計467,300千円	・届出対象解体現場等への全数立入 立入件数 187件(届出件数:161件) ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数400件 ・迅速測定件数 16件 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。 ・石綿健康被害救済制度の円滑な運用 ※ 救済基金への拠出は2016年度で終了。	***	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未達の解体現場等へも建設リサイクル法の届出情報を利用して立入検査を計400件実施しました。 また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の連名団体(当初の13団体から34団体に増加)とともに、府民に適正な石綿飛散防止対策について周知しました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、STOPアスベストキックオフ宣言の連名者の増加を図り、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	3 9 11
						2016	・届出対象解体現場等への全数立入検査 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上の工事における公定法による測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。) ・小規模の工事における迅速な測定 ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催 【参考】届出152件、立入検査等612件(2014年度) ・救済制度の円滑な運用 【参考】救済基金への拠出47,000千円(2014年度)	・届出対象解体現場立入件数 220件(届出121件の内82件) ※ 周辺に住居等が無い臨海部を除き、全数立入を実施。 ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 408件 ・迅速測定件数 22件 ・石綿健康被害救済基金に44,570千円を拠出 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。	***			
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～良好な水環境を確保するために～												
2-4-2-1	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。	441	2017	2016年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 (2014年度) COD 57t/日、T-N 58t/日、T-P 3.4t/日	2016年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2016年度) COD 46t/日、T-N 46t/日、T-P 2.8t/日	***	大阪湾に流入する負荷量が削減されたことを把握できました。	引き続き、負荷量の削減に向けた取組みを進めるとともに、負荷量の把握を行います。	6 14
						2016	2015年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量(2013年度) COD 60t/日、T-N 59t/日、T-P 3.6t/日	2015年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2015年度) COD 48t/日、T-N 47t/日、T-P 3.0t/日	***			
2-4-2-2	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	5,291	2017	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数:805件、試料採取・分析件数:321件(2015年度) うち54件について改善を指導	・排水基準や構造基準が適用される事業場等の全てに対して、採水または立入検査をのべ659回実施(試料採取・分析件数:303件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(30事業場)のうち11事業場で、総量採水検査を実施	***	当初の目標どおり、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。	3 6 9 11 14
						2016	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数:963件、試料採取・分析件数:360件(2014年度) うち58件について改善を指導	・排水基準や構造基準が適用される事業場等の全てに対して、採水または立入検査をのべ703回実施(試料採取・分析件数:300件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(32事業場)のうち12事業場(のべ13か所)で、総量採水検査を実施	***			
2-4-2-3	生活排水対策事業	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等へ技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	131	2017	・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 10回 【参考】生活排水適正処理率95.2%(2015年度末)	・生活排水適正処理率が2016年度末で95.5%と前年度より0.3ポイント上昇 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 8回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 23回	***	生活排水適正処理率が向上し、イベントへの出展や街頭啓発の実施回数は目標を達成できました。	生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。	3 6 11 14
						2016	・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 10回 【参考】生活排水適正処理率95.0%(2014年度末)	・生活排水適正処理率が2015年度末で95.2%と前年度より0.2ポイント上昇 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 4回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 18回	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール	
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗				課題
2-4-2-4	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	17,879	2017	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 50基設置(11市町村) ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 54基設置(5市)	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	6	
2-4-2-5	豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出を目指すこと。	「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進しました。また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。さらに、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	1,452	2017	・湾奥部における過度な栄養塩類の偏在の解消など、「豊かな大阪湾」を実現する具体的な手法について、企業・大学等と連携して検討 ・鉄道事業者と協働し、エコツーリズムを推進 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 【参考】2016年度のイベントへの出展回数 9回 ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2016年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると525地点で調査を実施	・企業や大学等の専門家と関係行政機関から構成される懇話会を設置し、湾奥部における課題を解決する手法等について情報交換・意見交換を実施 ・鉄道事業者と協働し、エコツーリズムを実施(2回) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回 ・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査547地点)	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を推進するための手法について取りまとめることができました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。	6 12 14	
2-4-2-6	大阪湾漁場環境整備事業	継続	貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。	岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底層への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図りました。また、整備済み工区(岸和田市北部)で、栄養塩の巻き上げ、溶存酸素濃度の改善、底質の硫化化合物濃度の改善効果などを把握しました。	113,500	2017	攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、2haの漁場環境整備を実施。	攪拌ブロック53基を岸和田市沖(岸和田南・泉佐野北漁場)に設置し、2haの漁場環境整備を実施	☆☆☆	補正予算も加え、予定の基数は、ほぼ計画どおり実施できました。	引き続き調査を行い、造成漁場の整備効果を把握します。	6 14	
2-4-2-7	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	29,275,788	2017	下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.8%(2015年度末現在) 施設整備内容 水処理(高度処理)整備 3箇所 合流式の改善 5箇所	下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率96.1%(2016年度末現在) 施設整備内容 寝屋川流域なわて水みらいセンター増設分を供用開始(38,000m ³ /日) 寺島貯留施設(合流改善施設)、小阪合ポンプ場(合流切り離し)を整備中。	☆☆	財源等の問題もあり施設整備に遅れを生じていますが、現有施設運転の工夫などにより対応しています。	引き続き、下水道普及率の向上に取り組みます。	6	
						2016	下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.6%(2014年度末現在) 施設整備内容 水処理(高度処理)整備 1か所(28,500m ³ /日) 合流式の改善 1か所	下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.8%(2015年度末現在) 南大阪湾岸流域中部水みらいセンター 水処理(高度処理)を整備中。 太平ポンプ場 合流式の改善(沈砂池ドライ化)完成。	☆☆				

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ~ 化学物質のリスク管理を推進するために ~												
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	312	2017	環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数 1,591件(2015年度) 条例に基づく届出件数1,346件(2015年度) 環境リスクの高い化学物質の排出量11,700トン(PRTR法対象物質4,333トンを含む) (2014年度実績)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,537件、条例1,299件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量11,0千トン(PRTR法対象物質4,302トンを含む)(2016年度)	☆☆☆ (一部、2016年度のデータで評価)	PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の排出削減に向けた事業者の取組みを一層促進しました。	引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。	3 6 9 11 12
						2016	環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数1,614件(2014年度) 条例に基づく届出件数1,340件(2014年度) 環境リスクの高い化学物質の届出排出量11,300トン(PRTR法対象物質4,362トンを含む)(2013年度実績)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,579件、条例1,318件 ・環境リスクの高い化学物質の届出排出量10,800トン(PRTR法対象物質4,151トンを含む)(2015年度実績)	☆☆☆ (一部、2015年度のデータで評価)			
2-4-3-2	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出することを求めました。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況を把握するとともに、引き続き、立入検査等により対策推進の指導を行いました。さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策手法や事例等について情報提供を行うことにより対策の検討・実施を促進しました。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。	-	2017	届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の管理の強化を促進 【参考】大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数167件(2015年度) 立入検査実施件数145件(2015年度)	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:495件(2017年度までの累計) ・立入検査件数:87件	☆☆☆	説明会の開催等を通じた制度の周知、立入検査等を通じた管理計画書の作成・届出に係る指導、助言により、対象事業所すべてから管理計画書が届出され、大規模災害に備えた環境リスクの低減対策を推進する事業者の体制が整いました。	届出された計画書の進捗状況を把握するとともに、立入検査等により対策の強化を指導します。さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策の検討・実施を働きかけます。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、市町村消防部局に対し、事業者の化学物質取扱情報を提供します。	3 6 11 12
						2016	化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導・助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的の管理の強化を促進 【参考】大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 162件(2014年度)、167件(2015年度)	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数:153件(2014年度から2016年度までの累計:482件) ・管理計画の進捗状況:2015年度に届け出られた167事業所のうち、151事業所(全体の90%)で概ね計画どおりに対策が進捗	☆☆☆			
2-4-3-3	大阪エコ農業の推進	継続	農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和と農業経営面(採算性)に留意した大阪エコ農業を推進すること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。2017年度からは「農薬・化学肥料(チッソ)不使用」の認証区分を追加しました。また、このような栽培をした上で、さらに地球温暖化や生物多様性に効果の高い取り組みをする農業生産活動に対し支援を実施しました。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。(地球温暖化や生物多様性に効果の高い取組みの例) ・炭素貯留効果の高い堆肥の使用:カパーワットの作付け(水稲を栽培する前の水田にリンゲを栽培し土を豊かにする)等 ・化学合成農薬や化学肥料を全く使わない有機農業、生物農薬の使用等 ・農薬使用量の低減:飛ばないテントウムシや捕食性カブリダニ類などの天敵活用等	20,453	2017	大阪エコ農産物栽培面積 2ha増	認証面積:563.0ha(6.3ha増加) 認証件数:4,747件	☆☆☆	大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。	引き続き環境負荷の軽減した技術の啓発に努めます。	2 3 12
						2016	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加	認証面積:556.7ha(23.7ha増加) 認証件数:4,664件	☆☆☆			
2-4-3-4	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図りました。	312 (再掲)	2017	化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】化学物質対策セミナー 1回開催(425人参加)(2015年度)	化学物質対策セミナー開催:1回(501人参加)	☆☆☆	化学物質対策セミナーにおいて、リスクコミュニケーションに関する講演を行い、リスクコミュニケーションの重要性等について事業者の理解を深めることができました。	引き続き、化学物質対策に関するセミナー等の開催により、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。	3 4 6 11 12
						2016	化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】化学物質対策セミナー 1回開催(449人参加)(2014年度)	化学物質対策セミナー開催:1回(372人参加)	☆☆☆			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度取組 ※下段は2016(平成28)年度取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
2-4-3-5	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。2017年5月に土壌汚染対策法が改正され、土地の汚染状況を把握する機会の拡大などが行われることとなったため、改正された土壌汚染対策法と整合した、条例に基づく土壌汚染対策のあり方について、検討を行いました。	188	2017	土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】形質変更届出件数:48件(2015年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主):19件(2015年度)	土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。	***	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。	36
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進												
3-1	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	継続	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けた取組の一つとして、市街地中心部等の多くの府民や来訪者の目に触れる場所で良好な緑陰空間および府民が憩える緑化空間の創出を図るため、民間事業者等が主体となったみどりのまちづくりの促進を図ること。 道路など公共空間と沿線民有地を一体的に緑化し海と山をつなぐみどりの軸線を形成する「みどりの風促進区域」において、企業・地域住民による街区等単位の緑化をすすめる、みどりの軸線の充実を図ること。	良好な緑陰空間や府民に緑化空間の創出に取り組む民間事業者に対して、整備等にかかる経費を補助しました。また、「みどりの風促進区域(※)」の沿線民有地に対して、緑化施設整備に補助しました。 (※)「みどりの風促進区域」道路など公共空間と沿線民有地を一体的に緑化し、海と山をつなぐみどりの軸線の形成を目指すもの。 その他、建築物敷地等緑化促進制度を運用するとともに、優良な民間施設の緑化を顕彰しました。また、都市公園の整備、府道沿いの街路樹の樹木更新等を実施しました。	—	2017	・「実感・みどり事業者」が行う、緑陰や府民が憩える緑化施設の整備等 6地区 ・みどりの風促進区域およびその周辺において街区単位での地域の緑化プラン策定、緑化施設の整備等 4地区	・「実感・みどり事業者」が行う、緑陰や府民が憩える緑化施設の整備等 2地区 ・みどりの風促進区域で、地域単位の緑化プラン策定、緑化施設の整備等 0地区 ・その他、みどりの風促進区域での企業等による緑化施設整備 4地区	**	応募件数が想定より少なかったものの、計6地区において、新たなみどりが創出がされた。	府HPにより事業内容の周知を図るとともに、建設事業者、ビルオーナーなどの様々な民間団体等を訪問し、事業内容を周知。また、市町村の開発窓口を通じて開発事業者等に事業の周知を呼びかけるなど、民間企業等に広く周知を図ることで、応募件数の増加を目指す。	11 13 14 17
3-2	子育て施設の内装の木質化の推進	継続	保育所や幼稚園の子育て施設の床や壁といった内装の木質化を進めることで、木材利用を促進し、木質化の効果をPRするとともに、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図ること。	内装の木質化を実施する幼稚園及び認可保育所(認定こども園を含む)に対して補助を行いました。子どもの育成環境に良い効果を与え、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図るとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な森林環境の保全につながりました。	52,231	2017	子育て施設の内装木質化 40園	森林の大切さや木材に対する理解を深める木育の促進 ・合計31施設を木質化。	***	合計69施設を木質化し、木質化運動を推進することができました。	保育所や幼稚園などの子育て施設の内装木質化を推進し、子どもの育成環境の向上、木材利用の拡大等に努めます。	4 15
3-3	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化や腐朽による倒木や枝折れ、道路構造との不適合による根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹については、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、植栽基盤の状況などから優先順位を設定し、順次樹木更新を実施しました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。	833,717	2017	街路樹の更新・補植 高木:810本 低木:1,720本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。(植栽本数)高木:285本、中低木:約8,851本	***	想定どおり樹木更新作業を含めた植栽工事・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。	今後も引き続き、取組みを継続します。	11 13 15
						2016	街路樹の更新・補植 高木:802本 低木:1,583本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。(植栽本数)高木:426本、低木:約9,800本	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
3-4	美しい景観づくり推進事業	継続	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施し、良好な景観形成を図りました。	「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図りました。また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげました。	375	2017	・大阪美しい景観づくり推進会議の開催 ・「大阪都市景観建築賞」の実施	・2018年3月に大阪美しい景観づくり推進会議の総会・講習会を実施しました。 ・大阪都市景観建築賞では、府民、市民から景観上優れた「建物」、 「建物を中心としたまちなみ」を推薦してもらい、その中から周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れたものを表彰すること等により、個性と風格のある都市景観の形成に寄与するとともに、都市景観に対する意識の高揚を図りました。	***	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組みを継続します。	11
2016	「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催	・大阪美しい景観づくり推進会議では、総会と座談会等を実施し、竹内街道周辺におけるまちづくりの取組みの案内を行いました。 ・ビュースポット景観形成の取組みとして、外国人を対象としたビュースポットツアーやイベントでの情報発信等を行いました。	***									
3-5	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。	11,040	2017	・文化財指定、登録の推進 6件 ・文化財保存修理等補助事業 10件	・文化財指定、登録の推進 52件 ・文化財保存修理等補助事業 14件	****	文化財指定、登録では想定を大きく上回る成果を得ることができました。補助事業についても想定以上の成果を得ました。	引き続き指定、登録を推進し、修理等の補助事業を実施することにより、文化財の保存に努めます。	11
2016	・文化財指定、登録の推進 6件 ・文化財保存修理等補助事業 10件	・文化財指定、登録の推進 55件(指定4、登録51) ・文化財保存修理等補助事業 13件	****									
3-6	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。さらに、子ども施設における騒音等の苦情を未然に防止し、施設と地域との共生を目指すため、「子ども施設環境配慮手引書」について子ども施設や関係者等への普及に努めました。	11,161	2017	・自動車騒音調査 10町村域について実施 ・航空機騒音調査(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) ・市町村研修会 年間3回開催 【参考】自動車騒音に係る環境基準の達成率:94.2%(2014年度)	・自動車騒音調査について10町村域で実施 【参考】幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は横ばい(2016年度 94.1%(評価戸数872千戸)) ・航空機騒音の測定について 大阪国際空港周辺では、5地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境保全目標を達成 ・市町村研修会 年間3回開催	***	幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は、緩やかな改善傾向。航空機騒音の環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策を働きかけました。	引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。	9 11
2016	・自動車騒音調査 10町村域について実施 ・大阪国際空港周辺における航空機騒音の測定(通年測定:3地点、短期測定:2地点)、関西国際空港周辺における航空機騒音の測定(短期測定:2地点) ・市町村研修会 年間3回開催 【参考】自動車騒音に係る環境基準の達成率 2014年度:94.2% 2013年度:93.7% 2012年度:93.6%	・自動車騒音調査について10町村域で実施 【参考】幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は横ばい(2015年度 94.1%(評価戸数870千戸)) ・航空機騒音の測定について 大阪国際空港周辺では、5地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境保全目標を達成 ・市町村研修会 年間3回開催	***									
3-7	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	371,715	2017	予定路線:国道307号、大阪中央環状線 等	大阪中央環状線、大阪臨海線、堺阪南線等	***	2017年度は5.2万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	今後も引き続き、取組みを継続します。	11
2016	予定路線:国道170号、大阪中央環状線 等	国道170号、大阪高槻京都線、京都市線、大阪中央環状線等	***									
3-8	クールスポットモデル拠点推進事業	継続	屋外空間における夏の屋間の暑熱環境の改善を図ること。	府域におけるクールスポットの増加を目指し、モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業を民間事業者から公募し、緑化と併せ、遮熱塗装やミスト発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。	963	2017	新たなクールスポットを創出 2件	モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を実施し、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて1事業を採択し、クールスポットを整備。 ・難波センター街商店街クールスポット事業(大阪市)	**	採択された1事業について、新たなクールスポットモデルとして整備が完了しました。	・モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を継続して実施します。 ・本事業で整備されたクールスポットモデルを参考に、民間事業者による府内のクールスポットの普及に繋がります。	9 11 13
2016	新たなクールスポットを創出	モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を実施し、応募のあった2事業について、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて採択し、クールスポットを整備。 ・SENTRITOみょうりクールスポット事業(豊中市) ・あべのキューズモール クールスポット整備事業(大阪市)	***									

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGs ゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
3-9	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得を支援しました。なお、近年の悪臭苦情は工場から発生する単一の匂い物質のほか、飲食店等から発生する様々な匂い物質が入り混じったいわゆる複合臭の事例が多いことから、これまでの特定悪臭物質規制に代わり、府民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい「臭気指数規制」を市町村が導入するよう、情報提供などの支援を実施しました。	18	2017	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(9月15日)	***	市町村職員対象の研修会を開催(30市町村参加)し、9割の参加者が「参考になった」と内容を評価するなど、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	今後も引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組を継続します。	3 11
						2016	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。	***			
3-10	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計15箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	3,019	2017	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) 【参考】工業用水法に基づく許可を受けている井戸の件数 79件(2015年度末) 地下水採取量報告徴収対象件数 1,716件(2015年度末)	・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。 【参考】 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) ・工業用水法に基づく許可を受けている井戸の件数 77件 ・地下水採取量報告徴収件数 1,347件	***	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。	11
						2016	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) 【参考】工業用水法に基づく許可を受けている井戸の件数 76件(2014年度末) ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,991件(2014年度末)	・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。 【参考】 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) ・工業用水法に基づく許可を受けている井戸の件数 77件 ・地下水採取量報告徴収件数 1,404件	***			
IV 施策推進に当たっての視点												
4-1	環境技術コーディネート事業	継続	大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。	(地独)大阪府立環境農水産総合研究所と連携し、大阪府内の中小・ベンチャー企業によって開発された先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与する取組を行っています。展示会・ホームページ・メールマガジン等を通じ、その普及を行いました。	-	2017	おおさかエコテック技術評価 5件 セミナー開催・展示会出展等 4回 メールマガジンの発行 25件	技術選定:0件 展示会出展:4回 メールマガジン発行:24件	**	選定に至る製品等はなかったものの、過年度の選定技術についてはENEX(東京)等の発信力の高い展示会へ9事業者に出展の機会を提供するなど、おおさかエコテック選定技術・製品の普及の取組を強化しました。	引き続き中小企業支援機関等との連携のもと、メールマガジン・ホームページ・展示会など様々な媒体の活用によっておおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援していきます。	3 6 7 8 9 11 12 13 14 15
						2016	おおさかエコテック技術評価 5件 セミナー開催・展示会出展等 4回 メールマガジンの発行 25件	技術選定:4件 セミナー等:1回 展示会出展:5回 メールマガジン発行:25回	***			
4-2	新エネルギー産業電池関連創出事業	継続	蓄電池、水素・燃料電池等の新たな市場・用途開拓に向けて、商品化が期待できる先進的な取組みについて、事業化を加速させるため、その研究開発や実証経費等の支援を行うこと。	・開発支援補助 府内企業を取り組む、電池、電池の材料、電池関連装置、ロボットをはじめとした電池アプリケーションの研究開発等に要する経費を一部補助	11,645	2017	採択企業毎に2回以上/年のフォロー	採択企業毎に2回/年のフォローを実施	***	採択企業へ企業訪問し、技術的な助言をした。また、開発後には、中小企業スタートアップ企業や、府外企業の実証する府内における実証実験等にかかる経費を補助し、大阪企業のビジネスチャンスづくり等につなげる。	引き続き、府内企業によるサービスロボットや水素アプリケーション等の開発や、府外企業の実証する府内における実証実験等にかかる経費を補助し、大阪企業のビジネスチャンスづくり等につなげる。	7 9
						2016	国際カンファレンス参加申込数300名程度 大阪への認証機関等(電池関連)の誘致1件以上	国際カンファレンス参加者数 293名 大阪への誘致に向けて、5つの認証機関と連携協定を締結	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
4-3	大阪スマートエネルギープロジェクト推進事業	継続	優れた技術を有する中小企業とスマートエネルギー関連の大手・中堅企業をマッチングすることにより、中小企業の新エネルギー産業への参入の後押しをするとともに、大手・中堅企業のオープンイノベーション(自社の技術だけでなく他社や大学等が保有する技術・研究成果を取り入れて新製品・新技術を生み出すこと)などを促進し、大阪産業の活性化を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートエネルギー関連大手・中堅企業で構成する技術マッチングプラットフォーム「大阪スマートエネルギーパートナーズ」を運営。 ・中小企業(技術提案企業)の技術シーズを、「大阪スマートエネルギーパートナーズ」構成企業(パートナー企業)に提案・技術マッチングを行うことにより、大手・中堅企業のイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの製品化を加速。 ・中小企業の事業化等を支援するための工学的知識や企業コンサル等の知見を有する専門アドバイザーを配置。 ・中小企業支援団体、金融機関と連携し、スマートエネルギー分野に活用可能な中小企業の優れた技術シーズを掘り起こし。 	1,271	2017	企業訪問件数 100件/年	企業訪問件数 185件/年	*****	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪スマートエネルギーパートナーズフォーラム『パラダイム・チェンジ From OSAKA 変革への挑戦』を開催し、スマートエネルギー分野で活躍する企業による先進的な取組事例についての講演や、企業間交流会を実施した。 ・スマートエネルギー分野での用途展開や技術提案に意欲のある中小企業等を対象としたセミナー・ワークショップを実施した。 ・水素関連産業への参入を促進するため、中小企業が有する高い技術力と、水素ステーション構成機器メーカー等が求める「新技術ニーズ」とのマッチングを図る「水素関連産業新技術ニーズ説明会」を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の新エネルギー関連分野への参入を促進するため、セミナー開催や新技術ニーズ説明会を実施するとともに、コーディネート手法を多様化し、オープンイノベーション支援を強化し、技術提案につなげる。また、企業訪問等を通じ、企業フォローを実施する。 	8
4-4	市町村への権限移譲における技術的支援	継続	府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、「大阪発・地方分権改革・ビジョン改訂版」(2017年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> 府から移譲する権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。 	-	2017	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村連絡会議を開催(6回) ・泉佐野市からの研修生を受け入れ ・研修会を実施(8回) 	***	<ul style="list-style-type: none"> 法令研修に加え事例研修やグループワークの実施、研修生の受け入れなどを行いながら、スムーズな権限移譲とフォローができました。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、実務研修等により具体的なフォローを行います。また、今後、新たに移譲を受け入れる市町村についてはガイダンスや研修生の受入などによりスムーズな権限移譲に努めます。 	3 9 11
2016	<ul style="list-style-type: none"> 市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村連絡会議を開催(8回) ・研修会を実施(9回) ・市町村からの要望に応じ立入検査に同行(2回) ・サポートチームによる支援の実施 	***									

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	関連するSDGs ゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
4-5	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成の推進」の取組みを実施しました。	15,140	2017	(温暖化対策) ・地域における再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成するための研修会等を実施する。 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施する。 ・電気自動車や燃料電池自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図る。 (生態系の保全) ・カワウの生息動向及び被害防除に関する調査を実施し、地域毎の被害対策の推進につなげる ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行い、広域的な捕獲体制の検討やモデル地域でニホンジカの効果的・効率的な被害対策を進めるための人材育成研修を実施。	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。 (再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進) ・再生可能エネルギーの導入促進に向けた研修会等を実施しました。 ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施しました。 ・関西エコオフィス運動を展開しました。(関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所1761事業所(2018年2月20日現在)) ・次世代自動車写真コンテストの実施や広報紙・フレットの作成・配布を実施しました。 (自然共生型社会づくりの推進) ・カワウのモニタリング調査(3回/年)を実施し、捕獲手法の開発検討等カワウ対策の推進を実施しました。 ・ニホンジカ等の被害や捕獲体制の把握を行うとともに、ニホンジカの効果的・効率的な被害対策を進めるための人材育成研修を実施しました。 (循環型社会づくりの推進) ・マイバッグ運動やマイボトル運動の推進など3Rの推進に向けた統一的な啓発を行いました。 ・下水汚泥の広域的利活用の調査・検討を行いました。 (環境人材育成の推進) ・幼児期環境学習の推進のため、研修会を実施しました。 ・地域特性を活かした交流型環境学習事業を実施しました。	***	概ね計画通り、各分野における広域的な取組みが進められました。	引き続き、広域環境保全計画に基づき、各取組みを推進していきます。	4 6 7 8 11 12 13 14 15 17
						2016	(温暖化対策) ・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルのエコポイント事業等を実施する。 ・電気自動車や燃料電池自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図る。 (生態系の保全) ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討やモデル地域での実践を行う。	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。 (5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組みを実施しました。 ・関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所は1,729事業所(2017年3月7日現在)となりました。 ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞5件を選定しました。 ・関西スタイルエコポイント事業について、ポイント付対象商品・サービスは4社14件(2016年度末時点)となりました。 ・写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図りました。 (カワウ対策) ・モニタリング調査を実施し、生息動向の把握(3回/年)を行うとともに、被害対策検証事業(3か所)や新規捕獲手法の開発検討を実施しました。 ・「関西地域カワウ広域管理計画(第2期)」を策定しました。 (ニホンジカ対策) ・各府県市の被害情報を元に選定されたモデル地域3か所、試行的捕獲を行い、効果的な捕獲のための研修を実施しました。	***			
V その他(共通的事項)												
5-1	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。	454	2017	環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に関する事業者への適切な指導 【参考】2015年度:環境影響評価準備書の審査1事業、事後調査計画書の縦覧1事業、事後調査報告書の縦覧7事業	京都府環境影響評価条例に基づく配慮書について、環境の保全の見地から知事意見を京都府に提出しました。 また、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・審査を行った配慮書 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業 ・縦覧に供した事後調査報告書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計4事業	***	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。	3 6 8 9 11 12 14 15
						2016	環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導 【参考】2014年度に縦覧を行ったアセスメント図書 8事業	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価書の作成を指導しました。 また、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・指導を行った評価書(仮称)淀川左岸線延伸部 ・縦覧に供した事後調査報告書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計4事業	***			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2017(平成29)年度の取組 ※下段は2016(平成28)年度の取組				自己点検・評価	改善策・今後の方向性	関連するSDGsゴール
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗			
5-2	大気汚染常時監視	継続	府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行いました。微小粒子状物質(PM2.5)について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握しました(成分分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施しました(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。	137,930	2017	・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析3地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点	***	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報、注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。	3 11
5-3	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	51,337	2017	・河川(水質57地点、底質29地点)、 ・海域(水質15地点、底質15地点)、 ・地下水(概況調査24地点、継続監視調査54地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	・河川(水質57地点、底質29地点)、 ・海域(水質15地点、底質15地点)、 ・地下水(概況調査24地点、継続監視調査51地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	***	測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水水質を常時監視しました。	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 6 12 14
5-4	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握しました。	15,840	2017	大気11地点、河川水質・底質26地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	大気11地点、河川水質・底質26地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	***	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視します。また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	3 6 11 14
5-5	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府域の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請があれば、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	166	2017	公害紛争処理法に基づく申請があれば中立公正な立場から、紛争の解決に努めます。 【参考】(2016.12.1現在) 2016年度 係属中 6件 終結 3件 2016年度 新規受付件数 4件	2016年度からの繰越 5件 2017年度 新規受付 2件 終結 3件 2018年度への繰越 4件	***	公害紛争処理法に基づく適法な申請に対して、迅速な解決を図ることにより、2017年度の最終事件3件の内、2件は調停委員会が示した調停案を当事者双方が受諾したことにより成立し、1件は調停成立の見込みがないとして、打ち切りという結果になりました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善を目指します。	3 6 11
						2016	公害紛争処理法に基づく適法な申請があれば迅速かつ適正な解決を図る。 【参考】(2015年度) 2014年度からの繰越 8件 2015年度 新規受付 4件 終結 7件 2016年度への繰越 5件	2015年度からの繰越 5件 2016年度 新規受付 6件 終結 6件 2017年度への繰越 5件	***			